

釧路湿原国立公園

指 定 書

及 び

公 園 計 画 書

平成 23 年 9 月 30 日

環 境 省

釧路湿原国立公園

公園計画書

(公園計画の一部変更)

目 次

1 変 更 理 由	41
2 保 護 計 画	
(1) 保護規制計画	42
ア 特別地域	42
(ア) 第1種特別地域	48
(イ) 第2種特別地域	52
(ウ) 第3種特別地域	60
イ 面積内訳	90
(ア) 地域地区別土地所有別面積	90
(イ) 地域地区別市町村別面積	90
3 事 業 計 画	
(1) 施設計画	92
ア 利用施設計画	92
(ア) 集団施設地区	92
(イ) 単独施設	96
(ウ) 道路	100
a 車道	100
b 歩道	102
4 参 考 事 項	
(1) 指定植物	131
(2) 過去の経緯	135
(3) 公園区域	136
(4) 保護規制計画	137
ア 特別地域	137
(ア) 特別保護区地区	138
(イ) 第1種特別地域	143
(ウ) 第2種特別地域	147
(エ) 第3種特別地域	155
(オ) 乗入れ規制地区	160
イ 普通地域	163
(5) 保護施設計画	164

(6) 利用施設計画	166
ア 単独施設	166
イ 道路	170
(ア) 車道	170
(イ) 自転車道	174
(ウ) 歩道	176

1 変更理由

釧路湿原国立公園は、我が国最大の湿原である釧路湿原を有しており、昭和62年7月31日に指定された。釧路湿原は、他の地域ではその多くが喪失してしまっている我が国の平野部の原自然が残されており、高層、中間及び低層湿原それぞれに特徴的な植生が見られるほか、タンチョウ、キタサンショウウオ等も生息し、多様な動植物を育むことから、生物多様性の保全上も極めて重要な湿原である。

公園計画は、平成2年12月1日に乗入れ規制地区の追加、平成15年8月20日に北海道自然歩道線道路（歩道）の追加並びに平成17年7月12日に自然再生施設の追加及び砂防施設の削除による公園計画の一部変更が行われている。

今回の第1次点検は、国立公園指定後の社会的及び自然的な変化並びに指定から今日に至るまでの学術調査等の知見に対応した釧路湿原の適切な保全及び利用を図るため、公園区域及び公園計画を全体的に見直すものである。

見直しに当たっては、釧路湿原の代表的な景観要素である水平で広大な低層湿原、河畔林等を含む周辺に残された湿原、湿原と一体となった景観の構成要素であり、湿原の形成及び維持に必要な湧水地の涵養のために重要な役割を果たす丘陵地、自然再生事業により湿原又は森林を復元させることを目的とした地域並びに新たな知見に基づく野生生物の重要な生息地及び繁殖地の保全、適切な公園利用の推進等に着眼して検討を行った。その結果、公園計画を変更することが適当と判断された箇所について、保護規制計画の変更並びに施設計画の追加及び削除を行うものである。

2 保護計画

(1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の一部を、次のとおり変更する。

(表 2 : 特別地域変更表)

番 号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
1	拡張	北海道釧路市 広里の一部
2	拡張	北海道釧路市 北斗の一部
3	拡張	北海道釧路郡釧路町 達古武の一部
4	拡張	北海道釧路郡釧路町 トリトウシ原野の一部
5	拡張	北海道川上郡標茶町 オソツベツ原野の一部
6	拡張	北海道川上郡標茶町 オソツベツ原野の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
良好な低層湿原であり、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、特別地域とする。	285
良好な低層湿原であり、貴重な野生生物の生息地にもなっている。また、本公園の入口部分に位置し、公園利用上重要な拠点となる。このことから、適切な保全及び利用を図るため、特別地域とする。	11
低層湿原、湧水が豊富な丘陵地及び河畔林が見られ、主要な展望地からの視対象となっていることから、適切な保全を図るため、特別地域とする。	311
隣接する湿原と一体的な風致を形成している良好な低層湿原であり、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、特別地域とする。	25
湧水地が多い小河川沿いの良好な低層湿原及びハンノキ林が見られることから、適切な保全を図るため、特別地域とする。	20
自然再生事業において、直線化した河川をかつての蛇行した河道に復元した箇所であり、湧水地が多い小河川沿いの良好な低層湿原及びハンノキ林が見られることから、適切な保全を図るため、特別地域とする。	441

番 号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
7	拡張	北海道川上郡標茶町 コッタロの一部
8	拡張	北海道川上郡標茶町 コッタロの一部
9	拡張	北海道川上郡標茶町 塘路の一部
10	拡張	北海道阿寒郡鶴居村 温根内の一部
11	拡張	北海道阿寒郡鶴居村 下幌呂の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
良好な河畔林が残された小流域で、河川に沿って湧水地が多数存在しているほか、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、特別地域とする。	21
良好な河畔林が残された小流域で、河川に沿って湧水地が多数存在しているほか、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、特別地域とする。	42
良好な低層及び高層湿原が形成されており、釧路湿原で唯一のアオサギコロニーも形成されるなど、良好な自然環境が残されているほか、本公園の利用拠点である塘路湖畔に位置することから、適切な保全及び利用を図るため、特別地域とする。	34
湧水地並びに良好な河畔林及び低層湿原が形成されており、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、特別地域とする。	126
隣接する湿原と一体的な風致を形成している良好な低層湿原で、丘陵地に面して湧水が豊富であることから、適切な保全を図るため、特別地域とする。	19

番 号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
12	拡張	北海道阿寒郡鶴居村 温根内及びアトコシヤラカの各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
湧水地及び良好な広葉樹林が形成され、主要な展望地からの重要な視対象となっている。また、貴重な野生生物の生息地にもなっている。このことから、適切な保全を図るため、特別地域とする。	59
変更部分面積計	1,394 国 721 公 13 私 660
変更前特別地域面積	18,383 国 13,900 公 2,023 私 2,460
変更後特別地域面積	19,777 国 14,621 公 2,036 私 3,120

(ア) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：第1種特別地域変更表)

番号	区 分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
13	拡張	第2種特別地域 からの振替	キラコタン岬	北海道阿寒郡鶴居村 下久著呂岩井内の一部
14	拡張	第2種特別地域 からの振替	宮島岬	北海道阿寒郡鶴居村 クチョロ太の一部
15	拡張	第3種特別地域 からの振替	温根内南	北海道阿寒郡鶴居村 温根内の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
湧水地及び優れた湿原景観が存在し、湿原に突き出した半島状の丘陵地は主要な展望地からの重要な視対象となっているとともに、湿原風致の展望地でもあることから、適切な保全及び利用を図るため、第1種特別地域とする。	133
湧水地及び優れた湿原景観が存在し、湿原に突き出した半島状の丘陵地は主要な展望地からの重要な視対象となっているとともに、湿原風致の展望地でもあることから、適切な保全及び利用を図るため、第1種特別地域とする。	123
低層湿原及びハンノキ林で構成される優れた湿原景観が見られ、貴重な野生生物の生息地にもなっている。また、湿原観察に適した立地である。このことから、適切な保全及び利用を図るため、第1種特別地域とする。	114

番号	区 分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
16	拡張	第 2 種特別地域 からの振替	温根内南	北海道阿寒郡鶴居村 温根内の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
高層湿原が形成された優れた湿原景観が見られ、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、第1種特別地域とする。	182
変更部分面積計	552 国 444 公 0 私 108
変更前第1種特別地域面積	1,769 国 1,569 公 200 私 0
変更後第1種特別地域面積	2,321 国 2,013 公 200 私 108

(イ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表4：第2種特別地域変更表)

番号	区 分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
17	拡張	第3種特別地域からの振替	右岸堤防南	北海道釧路市 北斗及び安原の各一部 北海道阿寒郡鶴居村 温根内及びアトコシヤカの各一部
1	拡張	普通地域からの振替	広里	北海道釧路市 広里の一部
2	拡張	特別地域の拡張	北斗	北海道釧路市 北斗の一部
18	拡張	第3種特別地域からの振替	夢ヶ丘	北海道釧路郡釧路町 達古武の一部 北海道川上郡標茶町 塘路の一部
19	拡張	第3種特別地域からの振替	細岡	北海道釧路郡釧路町 細岡の一部
4	拡張	特別地域の拡張	広里	北海道釧路郡釧路町 トリトウシ原野の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
良好な低層湿原及びハンノキ林が見られ、貴重な野生生物の生息地にもなっている。また、広葉樹林が形成された丘陵地は湧水地であり、主要な展望地からの重要な視対象である。このことから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	2,530
良好な低層湿原であり、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	285
良好な低層湿原であり、貴重な野生生物の生息地にもなっている。また、本公園の入口部分に位置し、公園利用上重要な拠点となる。このことから、適切な保全及び利用を図るため、第2種特別地域とする。	11
達古武湖に面した湧水が豊富な丘陵地で、良好な河畔林が形成された沢には貴重な野生生物が生息するほか、主要な展望地からの重要な視対象であることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	437
湧水地及び良好な自然林が形成されており、主要な展望地からの重要な視対象であるとともに、湿原景観の展望地でもあることから、適切な保全及び利用を図るため、第2種特別地域とする。	131
隣接する湿原と一体的な風致を形成している良好な低層湿原であり、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	25

番号	区 分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
5	拡張	特別地域の拡張	オソツベツ	北海道川上郡標茶町 オソツベツ原野の一部
6	拡張	普通地域からの 振替	オソツベツ	北海道川上郡標茶町 オソツベツ原野の一部
7	拡張	特別地域の拡張	コッタロ川流 域	北海道川上郡標茶町 コッタロの一部
20	拡張	第3種特別地域 からの振替	オソツベツ	北海道川上郡標茶町 オソツベツ原野の一部
8	拡張	普通地域からの 振替	コッタロ川流 域	北海道川上郡標茶町 コッタロの一部
21	拡張	第3種特別地域 からの振替	二本松	北海道川上郡標茶町 塘路の一部
9	拡張	特別地域の拡張	塘路湖	北海道川上郡標茶町 塘路の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
湧水地が多い小河川沿いの良好な低層湿原及びハンノキ林が見られることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	20
自然再生事業において、直線化した河川をかつての蛇行した河道に復元した箇所であり、湧水地が多い小河川沿いの良好な低層湿原及びハンノキ林が見られることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	441
良好な河畔林が残された小流域で、河川に沿って湧水地が多数存在しているほか、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	21
湧水地が多い小河川沿いの良好な低層湿原及びハンノキ林が見られることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	539
良好な河畔林が残された小流域で、河川に沿って湧水地が多数存在しているほか、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	42
湧水地であり、湿原に突き出した丘陵地は主要な展望地からの重要な視対象となっているとともに、湿原景観の展望地でもあることから、適切な保全及び利用を図るため、第2種特別地域とする。	22
良好な低層及び高層湿原が形成されており、釧路湿原で唯一のアオサギコロニーも形成されるなど、良好な自然景観が残されているほか、本公園の利用拠点である塘路湖畔に位置することから、適切な保全及び利用を図るため、第2種特別地域とする。	34

番号	区 分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
10	拡張	特別地域の拡張	温根内川流域	北海道阿寒郡鶴居村 温根内の一部
11	拡張	特別地域の拡張	下幌呂	北海道阿寒郡鶴居村 下幌呂の一部
12	拡張	普通地域からの 振替	右岸堤防南	北海道阿寒郡鶴居村 温根内及びアトコシラカの各一部
13	削除	第 1 種特別地域 への振替	キラコタン岬	北海道阿寒郡鶴居村 下久著呂岩井内の一部
14	削除	第 1 種特別地域 への振替	宮島岬	北海道阿寒郡鶴居村 クチョロ太の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
湧水地並びに良好な河畔林及び低層湿原が形成されており、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	126
隣接する湿原と一体的な風致を形成している良好な低層湿原で、丘陵地に面して湧水が豊富であることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	19
湧水地及び良好な広葉樹林が形成され、主要な展望地からの重要な視対象である。また、貴重な野生生物の生息地にもなっている。このことから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	59
湧水地及び優れた湿原景観が存在し、湿原に突き出した半島状の丘陵地は主要な展望地からの重要な視対象となっていると同時に、湿原風致の展望地でもあることから、適切な保全及び利用を図るため、第1種特別地域とする。	△133
湧水地及び優れた湿原景観が存在し、湿原に突き出した半島状の丘陵地は主要な展望地からの重要な視対象となっていると同時に、湿原風致の展望地でもあることから、適切な保全及び利用を図るため、第1種特別地域とする。	△123

番号	区 分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
16	削除	第 1 種特別地域 への振替	温根内南	北海道阿寒郡鶴居村 温根内の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
高層湿原が形成された優れた湿原景観が見られ、貴重な野生生物の生息地にもなっていることから、適切な保全を図るため、第1種特別地域とする。	△182
変更部分面積計	4,304 国 3,353 公 357 私 594
変更前第2種特別地域面積	3,359 国 3,017 公 75 私 267
変更後第2種特別地域面積	7,663 国 6,370 公 432 私 861

(ウ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：第3種特別地域変更表)

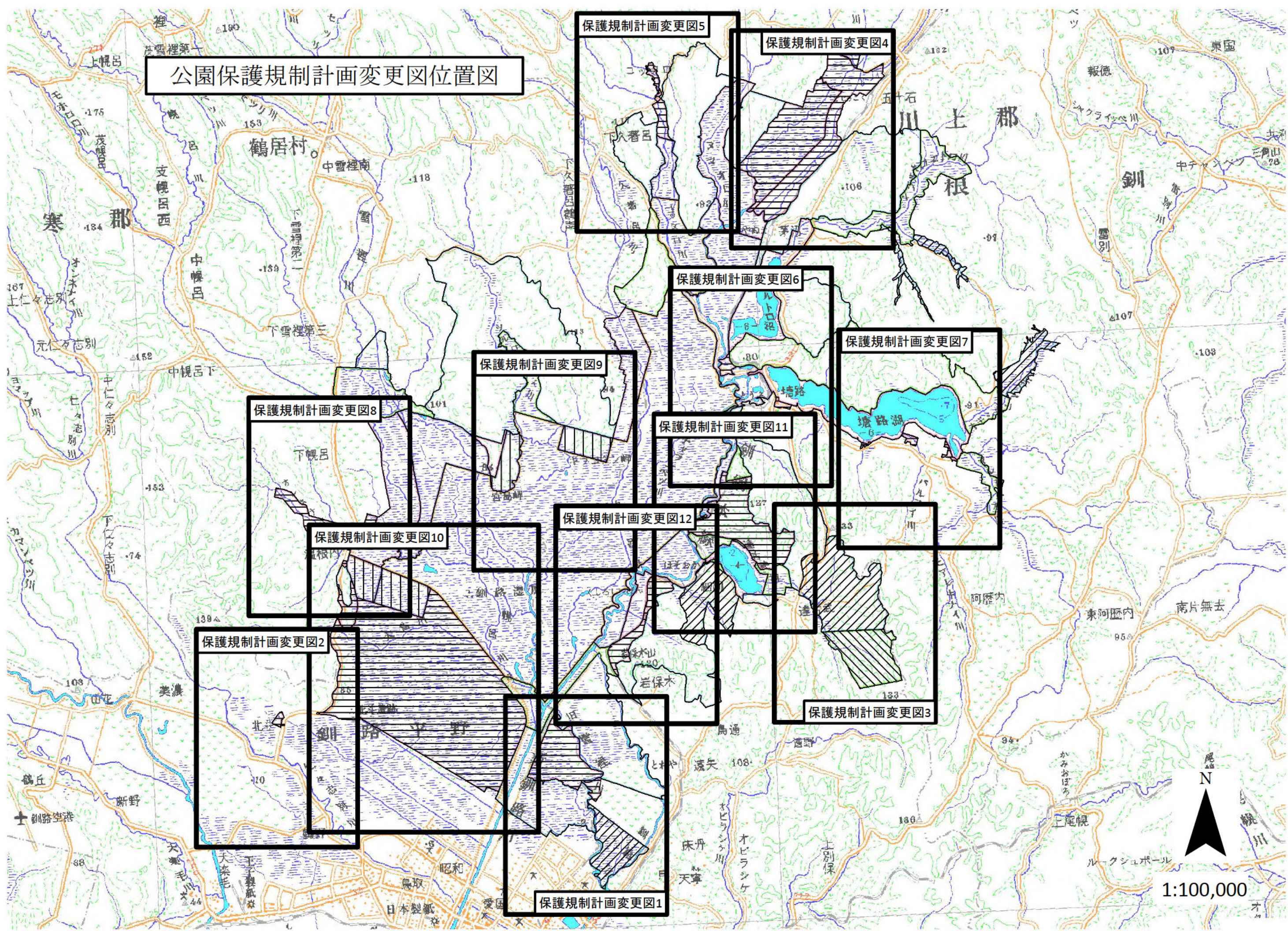
番号	区分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
3	拡張	特別地域の拡張	達古武川流域	北海道釧路郡釧路町 達古武の一部
17	削除	第2種特別地域 への振替	右岸堤防南	北海道釧路市 北斗及び安原の各一部 北海道阿寒郡鶴居村 温根内及びアトコシヤラカの各一部
18	削除	第2種特別地域 への振替	夢ヶ丘	北海道釧路郡釧路町 達古武の一部 北海道川上郡標茶町 塘路の一部
19	削除	第2種特別地域 への振替	細岡	北海道釧路郡釧路町 細岡の一部
20	削除	第2種特別地域 への振替	オソツベツ	北海道川上郡標茶町 オソツベツ原野の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
低層湿原、湧水が豊富な丘陵地及び河畔林が見られ、主要な展望地からの視対象となっていることから、適切な保全を図るため、第3種特別地域とする。	311
良好な低層湿原及びハンノキ林が見られ、貴重な野生生物の生息地にもなっている。また、広葉樹林が形成された丘陵地は湧水地であり、主要な展望地からの重要な視対象である。このことから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	△2,530
達古武湖に面した湧水が豊富な丘陵地で、良好な河畔林が形成された沢には貴重な野生生物が生息するほか、主要な展望地からの重要な視対象であることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	△437
湧水地及び良好な自然林が形成されており、主要な展望地からの重要な視対象であるとともに、湿原景観の展望地でもあることから、適切な保全及び利用を図るため、第2種特別地域とする。	△131
湧水地が多い小河川沿いの良好な低層湿原及びハンノキ林が見られることから、適切な保全を図るため、第2種特別地域とする。	△539

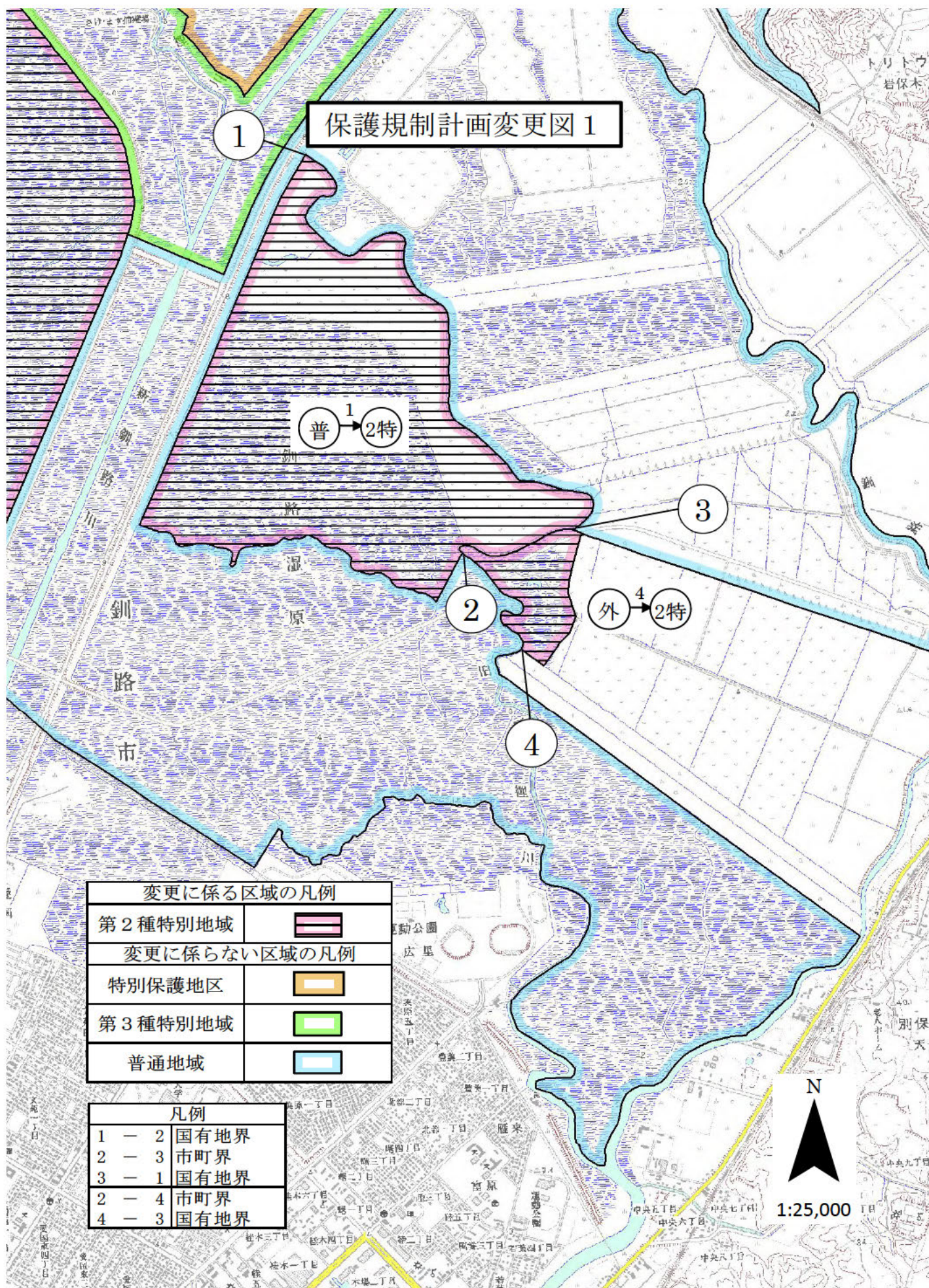
番号	区分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
21	削除	第2種特別地域 への振替	二本松	北海道川上郡標茶町 塘路の一部
15	削除	第1種特別地域 への振替	温根内南	北海道阿寒郡鶴居村 温根内の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
湧水地であり、湿原に突き出した丘陵地は主要な展望地からの重要な視対象となっているとともに、湿原景観の展望地でもあることから、適切な保全及び利用を図るため、第2種特別地域とする。	△22
低層湿原及びハンノキ林で構成される優れた湿原景観が見られ、貴重な野生生物の生息地にもなっている。また、湿原観察に適した立地である。このことから、適切な保全及び利用を図るため、第1種特別地域とする。	△114
変更部分面積計	△3,462 国 △3,076 公 △344 私 △42
変更前第3種特別地域面積	6,765 国 3,472 公 1,100 私 2,193
変更後第3種特別地域面積	3,303 国 396 公 756 私 2,151

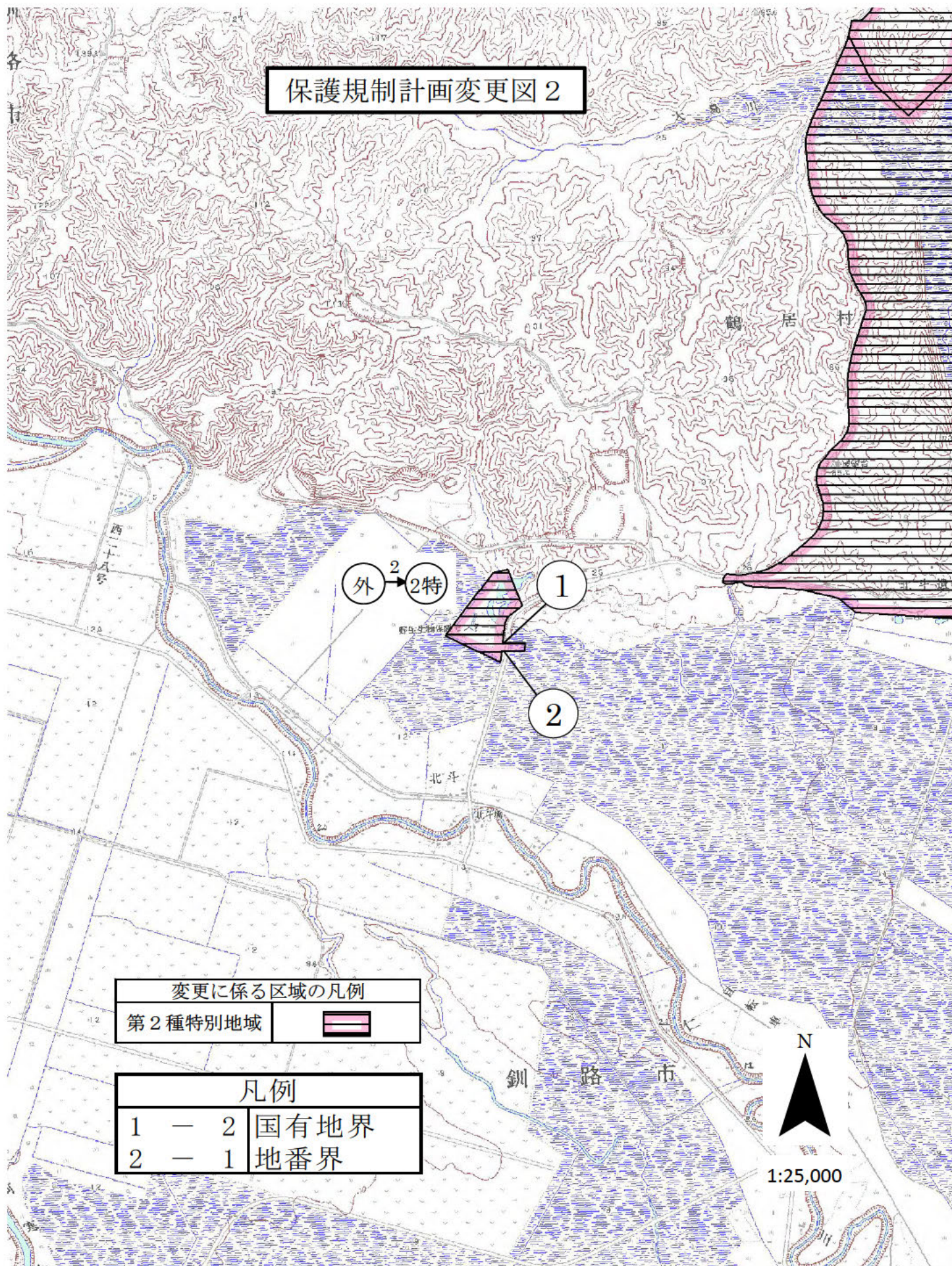
公園保護規制計画変更図位置図



1:100,000



保護規制計画変更図 2



保護規制計画変更図 3

1 2 3

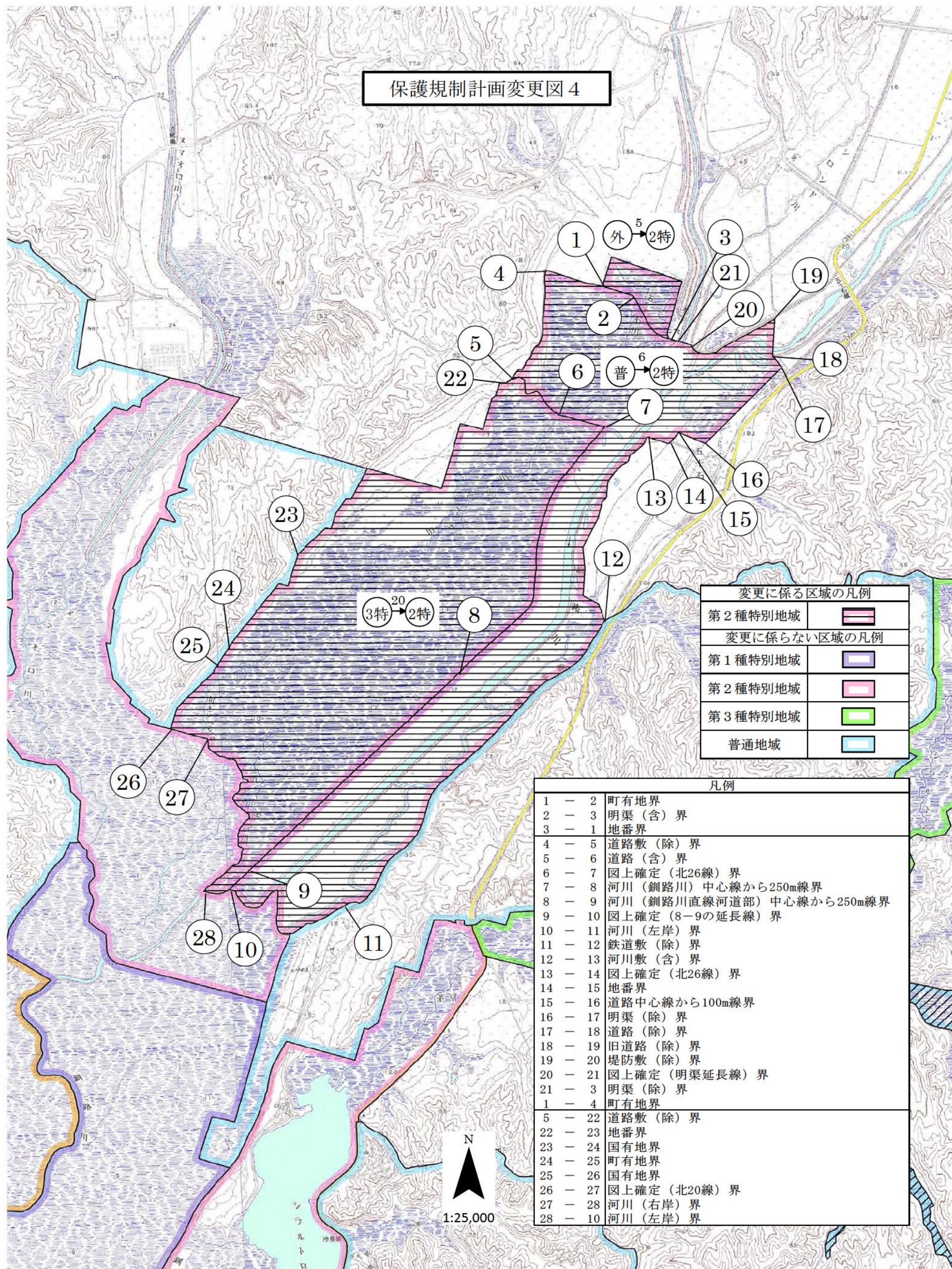
外 3 特

変更に係る区域の凡例	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
変更に係らない区域の凡例	
第3種特別地域	
普通地域	

凡例	
1 - 2	林班界
2 - 3	町界
3 - 1	林班界

1:25,000

保護規制計画変更図 4



変更に係る区域の凡例	
第2種特別地域	
変更に係らない区域の凡例	
第1種特別地域	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
普通地域	

凡例	
1	2 町有地界
2	3 明渠(含)界
3	1 地番界
4	5 道路敷(除)界
5	6 道路(含)界
6	7 図上確定(北26線)界
7	8 河川(釧路川)中心線から250m線界
8	9 河川(釧路川直線河道部)中心線から250m線界
9	10 図上確定(8-9の延長線)界
10	11 河川(左岸)界
11	12 鉄道敷(除)界
12	13 河川敷(含)界
13	14 図上確定(北26線)界
14	15 地番界
15	16 道路中心線から100m線界
16	17 明渠(除)界
17	18 道路(除)界
18	19 旧道路(除)界
19	20 堤防敷(除)界
20	21 図上確定(明渠延長線)界
21	3 明渠(除)界
1	4 町有地界
5	22 道路敷(除)界
22	23 地番界
23	24 国有地界
24	25 町有地界
25	26 国有地界
26	27 図上確定(北20線)界
27	28 河川(右岸)界
28	10 河川(左岸)界

N
1:25,000

保護規制計画変更図 5

変更に係る区域の凡例	
第2種特別地域	
変更に係らない区域の凡例	
特別保護地区	
第1種特別地域	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
普通地域	

凡例	
1 - 2	小班界
2 - 3	道路敷 (含) 界
3 - 1	小班界
2 - 4	道路敷 (除) 界
4 - 5	小班界
5 - 6	国有地界
6 - 3	小班界



保護規制計画変更図 6

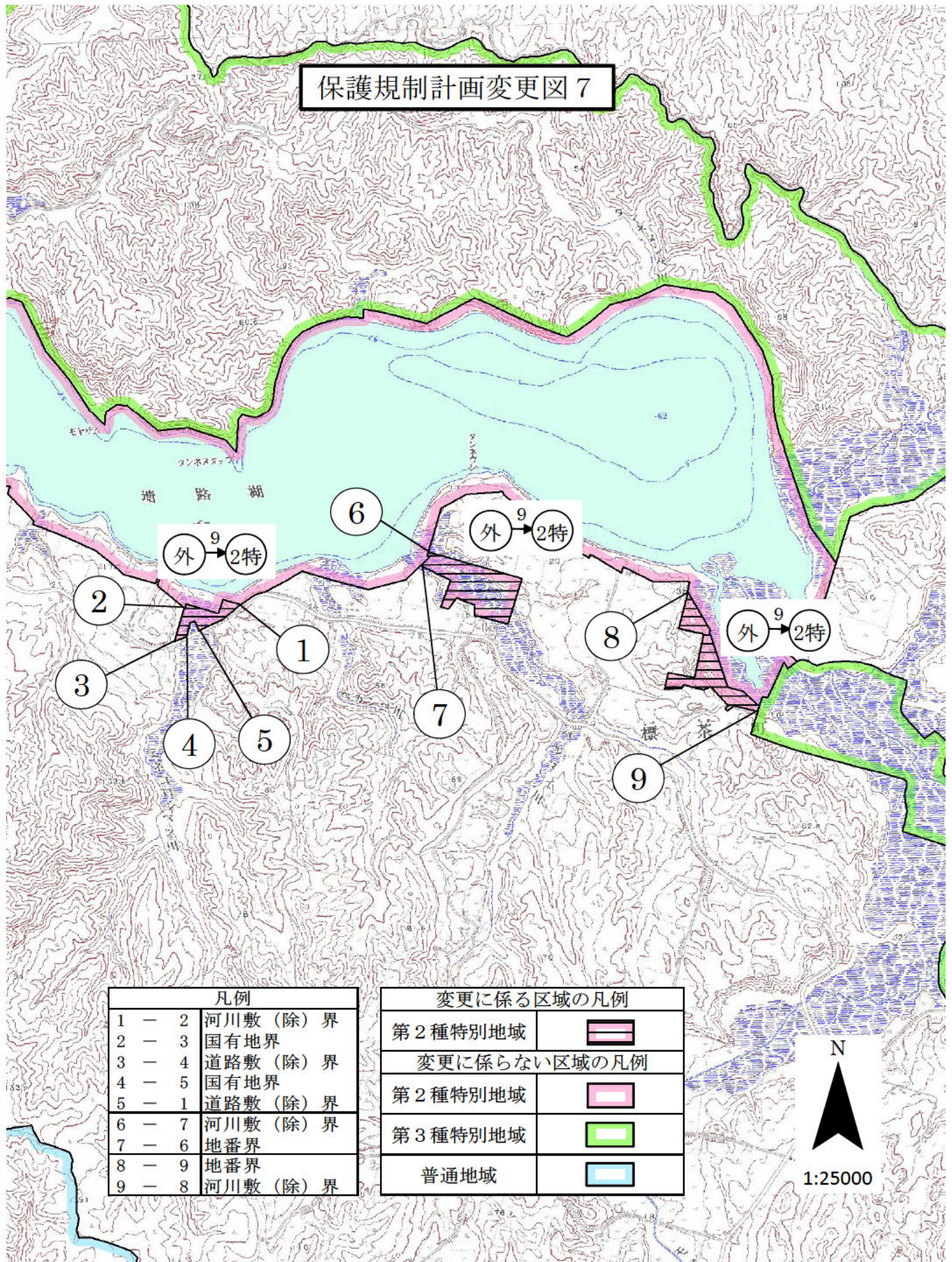
1:25,000

N

凡例	
1	2 道路敷 (除) 界
2	3 地番界
3	4 道路 (町道) 中心線から100m境界
4	5 道路 (国道) 中心線から100m境界
5	1 道路敷 (含) 界
6	7 河川 (左岸) 界
7	8 道路敷 (含) 界
8	9 国有地界
9	6 鉄道敷 (除) 界

変更に係る区域の凡例	
第2種特別地域	
変更に係らない区域の凡例	
特別保護地区	
第1種特別地域	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
普通地域	

保護規制計画変更図 7

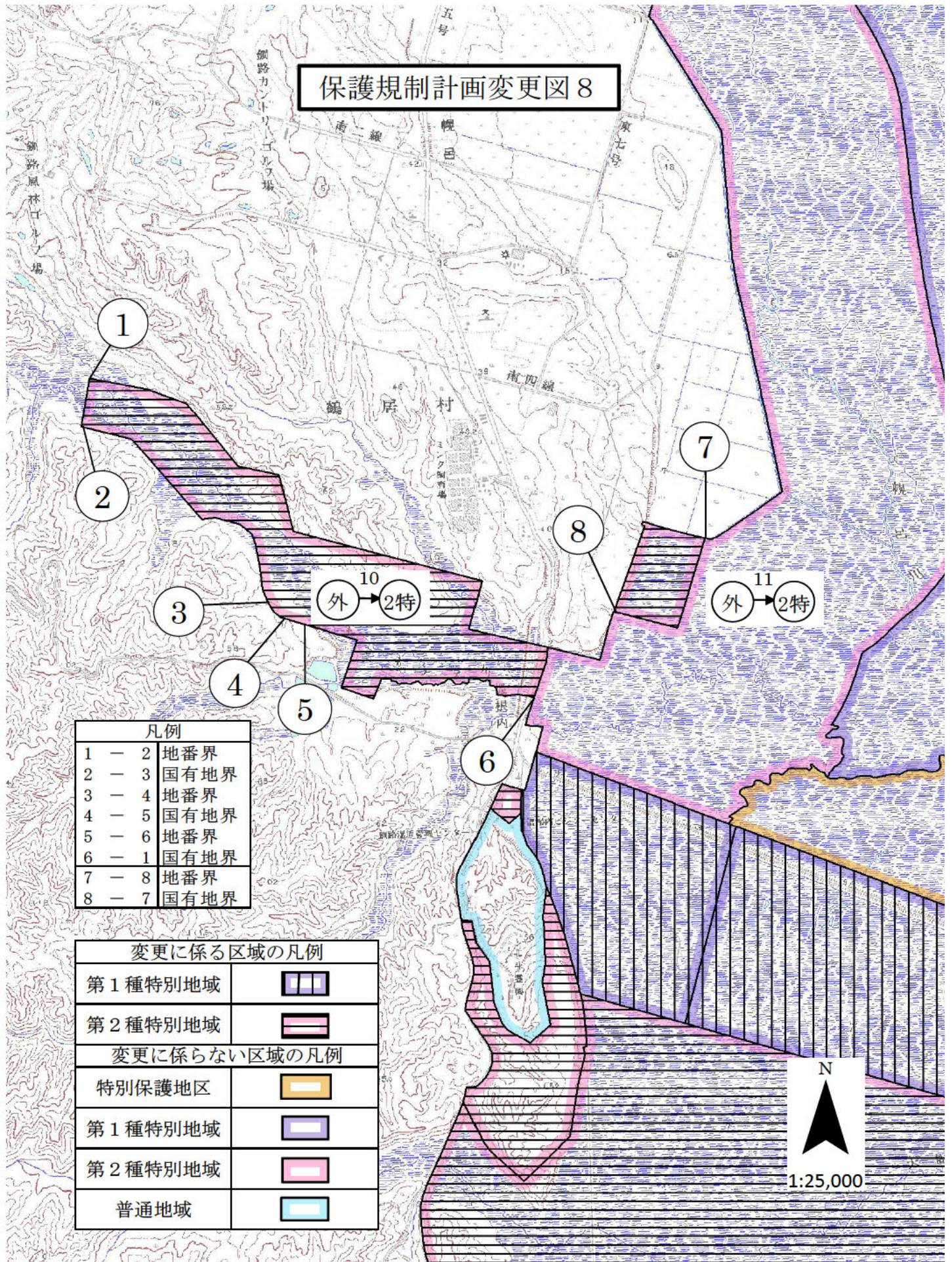


凡例	
1 - 2	河川敷 (除) 界
2 - 3	国有地界
3 - 4	道路敷 (除) 界
4 - 5	国有地界
5 - 1	道路敷 (除) 界
6 - 7	河川敷 (除) 界
7 - 6	地番界
8 - 9	地番界
9 - 8	河川敷 (除) 界

変更に係る区域の凡例	
第2種特別地域	
変更に係らない区域の凡例	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
普通地域	



保護規制計画変更図 8

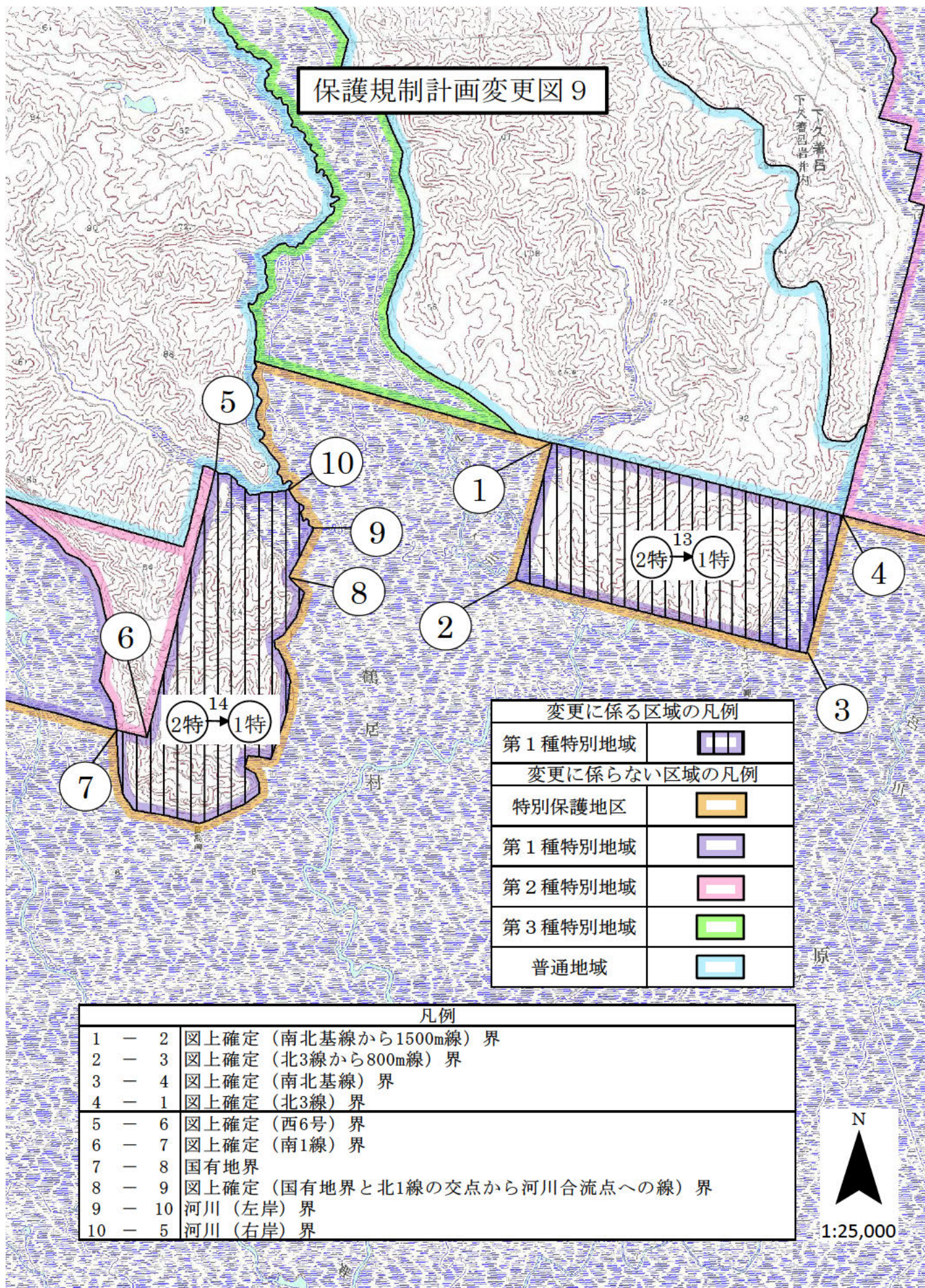


凡例		
1	— 2	地番界
2	— 3	国有地界
3	— 4	地番界
4	— 5	国有地界
5	— 6	地番界
6	— 1	国有地界
7	— 8	地番界
8	— 7	国有地界

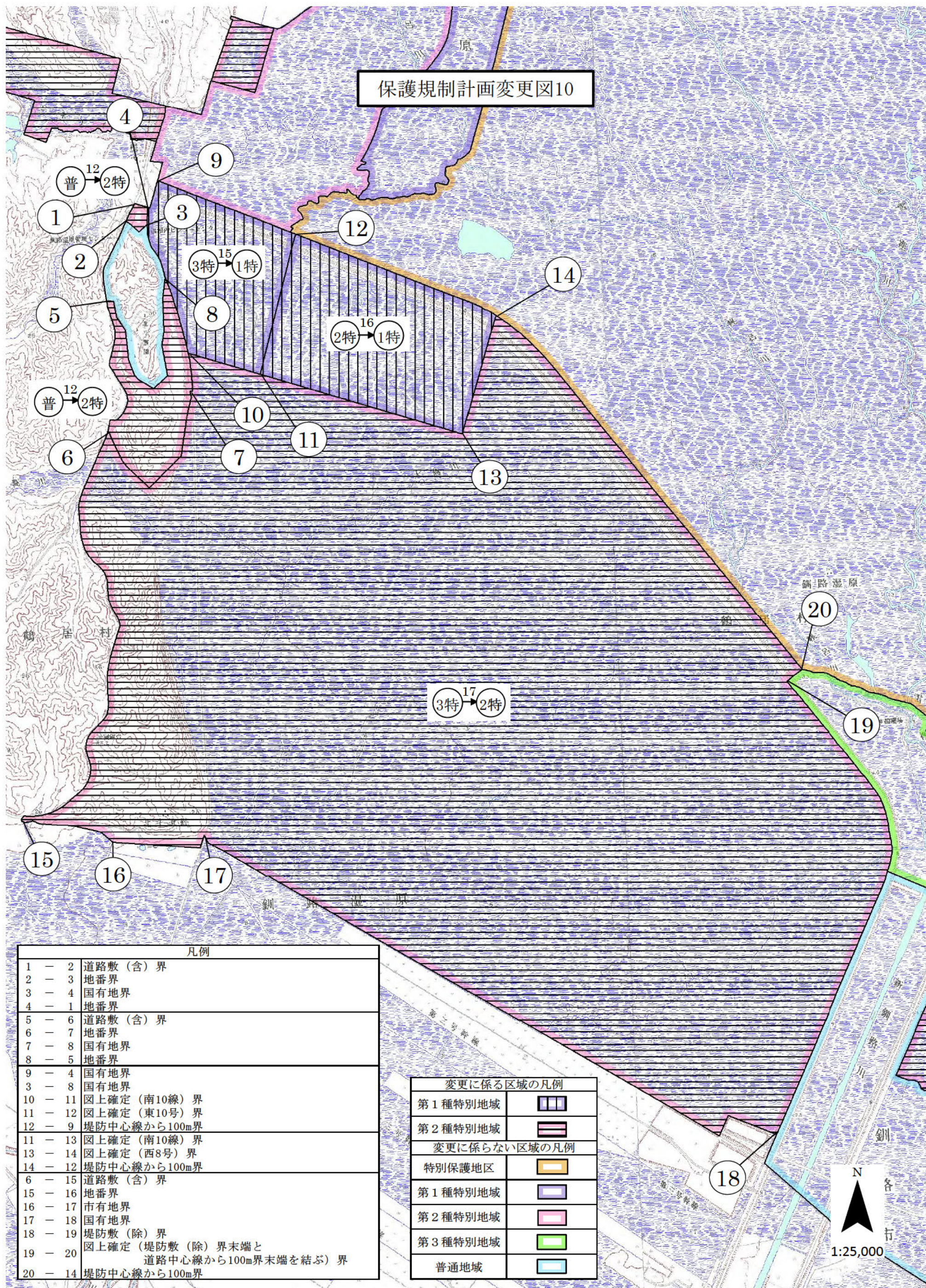
変更に係る区域の凡例	
第1種特別地域	
第2種特別地域	
変更に係らない区域の凡例	
特別保護地区	
第1種特別地域	
第2種特別地域	
普通地域	



保護規制計画変更図 9



保護規制計画変更図10



凡例

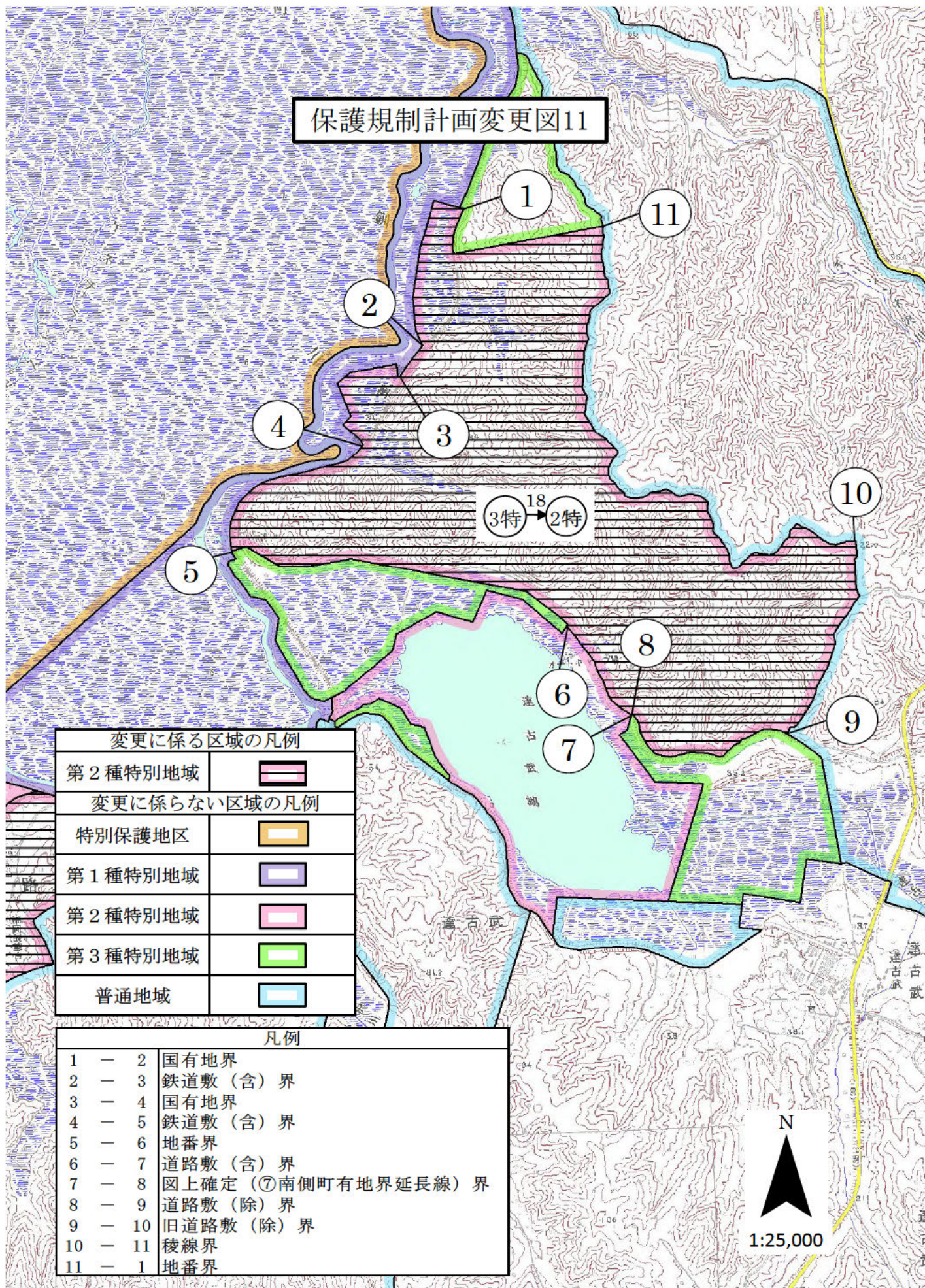
1	—	2	道路敷(含)界
2	—	3	地番界
3	—	4	国有地界
4	—	1	地番界
5	—	6	道路敷(含)界
6	—	7	地番界
7	—	8	国有地界
8	—	5	地番界
9	—	4	国有地界
3	—	8	国有地界
10	—	11	図上確定(南10線)界
11	—	12	図上確定(東10号)界
12	—	9	堤防中心線から100m界
11	—	13	図上確定(南10線)界
13	—	14	図上確定(西8号)界
14	—	12	堤防中心線から100m界
6	—	15	道路敷(含)界
15	—	16	地番界
16	—	17	市有地界
17	—	18	国有地界
18	—	19	堤防敷(除)界
19	—	20	図上確定(堤防敷(除)界末端と道路中心線から100m界末端を結ぶ)界
20	—	14	堤防中心線から100m界

変更に係る区域の凡例

第1種特別地域	
第2種特別地域	
変更に係らない区域の凡例	
特別保護地区	
第1種特別地域	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
普通地域	



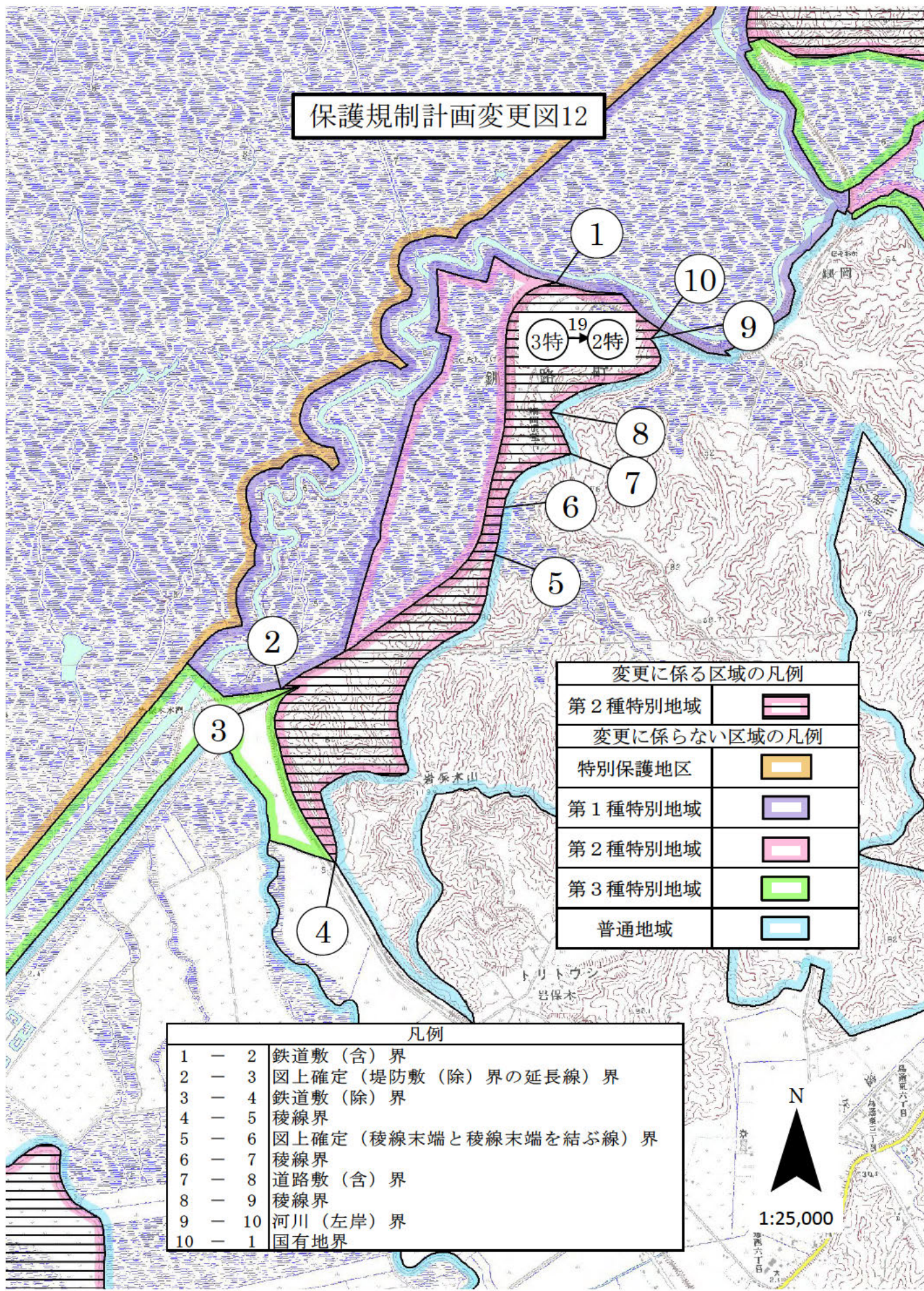
保護規制計画変更図11



変更に係る区域の凡例	
第2種特別地域	
変更に係らない区域の凡例	
特別保護地区	
第1種特別地域	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
普通地域	

凡例	
1	2 国有地界
2	3 鉄道敷(含)界
3	4 国有地界
4	5 鉄道敷(含)界
5	6 地番界
6	7 道路敷(含)界
7	8 図上確定(⑦南側町有地界延長線)界
8	9 道路敷(除)界
9	10 旧道路敷(除)界
10	11 稜線界
11	1 地番界

保護規制計画変更図12



変更に係る区域の凡例	
第2種特別地域	
変更に係らない区域の凡例	
特別保護地区	
第1種特別地域	
第2種特別地域	
第3種特別地域	
普通地域	

凡例		
1	—	2 鉄道敷（含）界
2	—	3 図上確定（堤防敷（除）界の延長線）界
3	—	4 鉄道敷（除）界
4	—	5 稜線界
5	—	6 図上確定（稜線末端と稜線末端を結ぶ線）界
6	—	7 稜線界
7	—	8 道路敷（含）界
8	—	9 稜線界
9	—	10 河川（左岸）界
10	—	1 国有地界



1:25,000

イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積（変更後）

(表 6：地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特 別 地 域								
地種区分		特別保護地区			第 1 種特別地域			第 2 種特別地域		
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私
北海道	土地所有別面積	5,842	648	0	2,013	200	108	6,370	432	861
	地種区分別面積 (比率)	6,490 (22.5)			2,321 (8.1)			7,663 (26.6)		
	地域地区別面積 (比率)									
	地域別面積 (比率)									

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表 7：地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村名			現 行						
			特 別 地 域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)
			特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計		
北海道	釧路市		0	0	0	1,745	1,745	839	2,584
	釧路郡	釧路町	1,127	348	276	610	2,361	1,438	3,799
	川上郡	標茶町	2,617	869	1,885	2,891	8,262	3,731	11,993
	阿寒郡	鶴居村	2,746	552	1,198	1,519	6,015	2,470	8,485
合 計			6,490	1,769	3,359	6,765	18,383	8,478	26,861

(単位：面積 h a、比率%)

			普通地域 (陸域)			合計 (陸域)		
第 3 種特別地域								
国	公	私	国	公	私	国	公	私
396	756	2, 151	717	1, 422	6, 872	15, 338	3, 458	9, 992
3, 303 (11. 5)								
13, 287 (46. 2)								
19, 777 (68. 7)								
			9, 011 (31. 3)			28, 788 (100)		

(単位：面積 h a)

変 更 後							増減
特 別 地 域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	陸域 (B－A)
特 保	第1種	第2種	第3種	小 計			
0	0	1,926	109	2,035	560	2,595	11
1,127	348	642	585	2,702	2,537	5,239	1,440
2,617	869	3,237	2,098	8,821	3,503	12,324	331
2,746	1,104	1,858	511	6,219	2,411	8,630	145
0	552	4,304	△3,462	1,394	533	28,788	1,927
6,490	2,321	7,663	3,303	19,777	9,011		

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 集団施設地区

次の集団施設地区を追加する。

(表 9 : 集団施設地区追加表)

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
1	塘路	北海道川上郡標茶町塘路の一部	本地区は、釧路湿原最大の湖である塘路湖に面し、周辺は低層湿原や高層湿原、多数の湖沼が存在するほか、歴史的遺物が見られるなど、カヌー等の自然ふれあい活動、自然及び歴史等の環境教育活動にとって重要な地域である。 エコツーリズム及び環境教育の推進を図るための利用拠点とする。

整備計画区及び基盤施設	整備方針			面積(ha)	備考
塘路整備計画区	公園東側の利用拠点としてエコツーリズム及び環境教育活動の更なる推進を図るための施設整備を行う。 周辺の自然、歴史及び文化資源を多面的に活用した、エコミュージアムセンターや園地、歩道、キャンプ場、舟遊場等の充実を図る。また、その他近隣の施設と連携した利用促進のための歩道、標識等の整備を行う。 なお、施設の整備に当たっては、原始的で静かな塘路湖の雰囲気には十分配慮するとともに、各施設からの排水及び土砂の流出等で塘路湖の水質を汚染することがないように努める。			16.3	
面積計		国	公	私	
		2.2	10.6	3.5	
				16.3	

塘路集団施設地区計画図



(イ) 単独施設

① 追加

次の単独施設を追加する。

(表10：単独施設追加表)

番号	種 類	位 置
22	博物展示施設	北海道釧路市（北斗）
23	舟遊場	北海道釧路郡釧路町（細岡）
24	舟遊場	北海道釧路郡釧路町（岩保木）
25	舟遊場	北海道川上郡標茶町（スガワラ）
26	園地	北海道川上郡標茶町（サルボ）

整 備 方 針	旧計画との関係
釧路湿原国立公園の入口部分に当たる北斗において、利用者に釧路湿原の自然環境、景観要素である野生生物等に関する情報を発信するための施設として整備する。	新 規
「釧路川保全と利用のカヌーガイドライン（釧路湿原自然再生協議会）」に位置づけられたカヌーステーションで、河川及び湿原利用のためのカヌーの発着場として整備する。	新 規
「釧路川保全と利用のカヌーガイドライン（釧路湿原自然再生協議会）」に位置づけられたカヌーステーションで、河川及び湿原利用のためのカヌーの発着場として整備する。	新 規
「釧路川保全と利用のカヌーガイドライン（釧路湿原自然再生協議会）」に位置づけられたカヌーステーションで、河川及び湿原利用のためのカヌーの発着場として整備する。	新 規
塘路湖及び湿原の展望利用の拠点として、園地を整備する。	新 規

② 削除

次の単独施設を削除する。

(表11：単独施設削除表)

番号	種 類	位 置
11	園地	北海道川上郡標茶町（塘路）
12	野営場	北海道川上郡標茶町（塘路）
13	舟遊場	北海道川上郡標茶町（塘路）
14	博物展示施設	北海道川上郡標茶町（塘路）
17	宿舎	北海道阿寒郡鶴居村（宮島岬）

告示年月日	理 由
昭62. 7. 31	塘路集団施設地区の追加に伴い、削除する。
昭62. 7. 31	塘路集団施設地区の追加に伴い、削除する。
昭62. 7. 31	塘路集団施設地区の追加に伴い、削除する。
昭62. 7. 31	塘路集団施設地区の追加に伴い、削除する。
昭62. 7. 31	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。

(ウ) 道路

a 車道

① 変更

次の車道を変更する。

(表12：道路（車道）変更表)

現 行				
番号	路線名	区 間	主 要 経過地	告示年月日
2	細岡岩保木線	起点—北海道釧路郡釧路町 (達古武・国立公園境界) 終点—北海道釧路郡釧路町(細岡) 起点—北海道釧路郡釧路町(細岡) 終点—北海道釧路郡釧路町(岩保木)	細岡園地	昭62. 7. 31
6	宮島キラコタン 連絡線	起点—北海道阿寒郡鶴居村 (村営鶴居牧野 ・国立公園境界) 終点—北海道阿寒郡鶴居村 (キラコタン岬) 終点—北海道阿寒郡鶴居村 (宮島岬)		昭62. 7. 31
9	北斗遠矢線	起点—北海道阿寒郡鶴居村 (温根内・国立公園境界) 終点—北海道釧路市 (北斗・国立公園境界) 起点—北海道釧路市 (北斗・国立公園境界) 終点—北海道釧路市 (昭和・国立公園境界) 起点—北海道釧路市 (昭和・国立公園境界) 終点—北海道釧路郡釧路町 (遠矢・国立公園境界)		昭62. 7. 31

新 規					
番号	路線名	区 間	主 要 経過地	整備方針	理 由
2	細岡岩保木線	起点—北海道釧路郡釧路町 (達古武・国立公園境界) 終点—北海道釧路郡釧路町 (細岡展望台)	細岡 園地	国道391号と 細岡園地を結 ぶ車道として 整備する。	公園区域拡張に 伴う整理及び公 園利用上の必要 性が乏しい区間 を削除するため。
6	宮島キラコタ ン連絡線	起点—北海道阿寒郡鶴居村 (村宮鶴居牧野・ 国立公園境界) 終点—北海道阿寒郡鶴居村 (キラコタン岬) 終点—北海道阿寒郡鶴居村 (宮島岬)		宮島岬とキラ コタン岬への 到達車道とし て整備する。	現行車道に合わ せた路線に変更 するため。
9	北斗遠矢線	起点—北海道阿寒郡鶴居村 (温根内川・国立公園境界) 終点—北海道阿寒郡鶴居村 (温根内川・国立公園境界) 起点—北海道阿寒郡鶴居村 (温根内・国立公園境界) 終点—北海道釧路市 (北斗・国立公園境界) 起点—北海道釧路市 (北斗・国立公園境界) 終点—北海道釧路市 (安原・国立公園境界)		湿原南西部及 び南部の連絡 車道として整 備する。	公園区域拡張に 伴う整理及び現 行車道に合わせ た路線に変更す るため。

現 行				

b 歩道

① 追加

次の歩道を追加する。

(表13：道路（歩道）追加表)

番号	路線名	区 間
4	釧路川右岸堤防線	起点—北海道釧路市（安原） 終点—北海道阿寒郡鶴居村（温根内・国立公園境界）

② 削除

次の歩道を削除する。

(表14：道路（歩道）削除表)

番号	路線名	区 間
1	細岡岩保木線	起点—北海道釧路郡釧路町（細岡） 終点—北海道釧路郡釧路町（岩保木） 終点—北海道釧路郡釧路町（岩保木水門）

新 規					
		起点一北海道釧路市 (安原・国立公園境界) 終点一北海道釧路郡釧路町 (遠矢・国立公園境界)			

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
赤沼南園地	湿原観察のための探勝歩道として整備する。	新規

主要経過地	告示年月日	理 由
岩保木展望地	昭62. 7. 31	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。

③ 変更

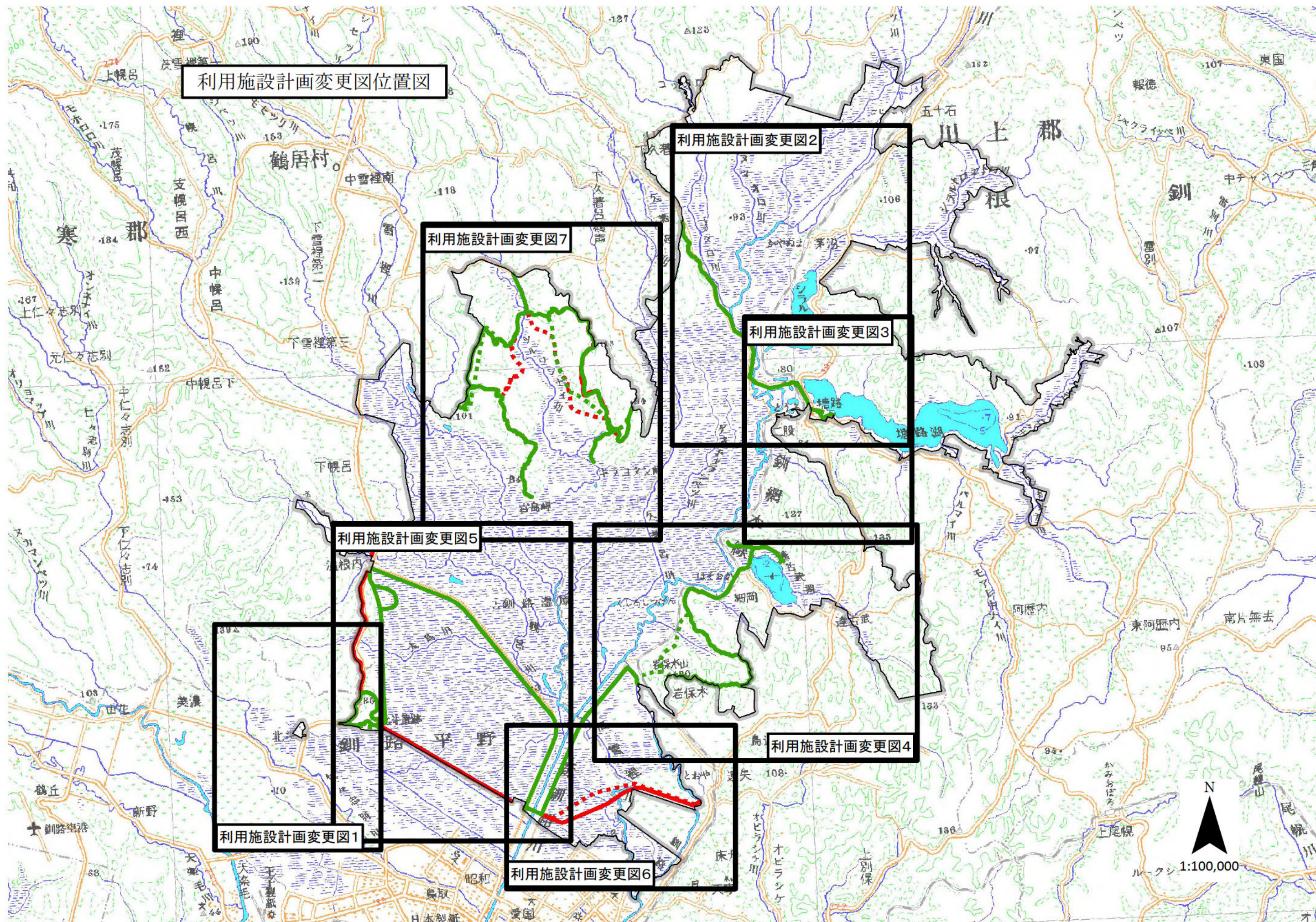
次の歩道を変更する。

(表15：道路（歩道）変更表)

現 行				
番号	路線名	区 間	主 要 経過地	告示年月日
3	北海道自然歩道 線	起点—北海道阿寒郡鶴居村 (下久著呂岩井内・ 国立公園境界) 終点—北海道阿寒郡鶴居村 (村営鶴居牧野・ 国立公園境界) 終点—北海道阿寒郡鶴居村 (下雪裡第四・国立公園境界) 起点—北海道阿寒郡鶴居村 (温根内・国立公園境界) 終点—北海道釧路市 (北斗・国立公園境界) 起点—北海道釧路市 (安原・国立公園境界) 終点—北海道釧路郡釧路町 (トリトウシ原野・ 国立公園境界) 起点—北海道釧路郡釧路町 (岩保木・国立公園境界) 終点—北海道釧路郡釧路町 (細岡・国立公園境界) 起点—北海道釧路郡釧路町 (細岡・国立公園境界) 終点—北海道釧路郡釧路町 (達古武)	釧路湿原	平15. 8. 20

現 行				
		起点—北海道川上郡標茶町 (塘路) 終点—北海道川上郡標茶町 (塘路・国立公園境界) 起点—北海道川上郡標茶町 (塘路・国立公園境界) 終点—北海道川上郡標茶町 (下久著呂・国立公園境界)		

新 規					
		起点—北海道釧路郡釧路町 （岩保木・国立公園境界） 終点—北海道釧路郡釧路町 （達古武野営場） 終点—北海道釧路郡釧路町 （夢ヶ丘） 起点—北海道川上郡標茶町 （塘路・国立公園境界） 終点—北海道川上郡標茶町 （塘路） 起点—北海道川上郡標茶町 （塘路・国立公園境界） 終点—北海道川上郡標茶町 （下久著呂・国立公園境界）			



利用施設計画変更図 1

追加一北斗博物展示施設

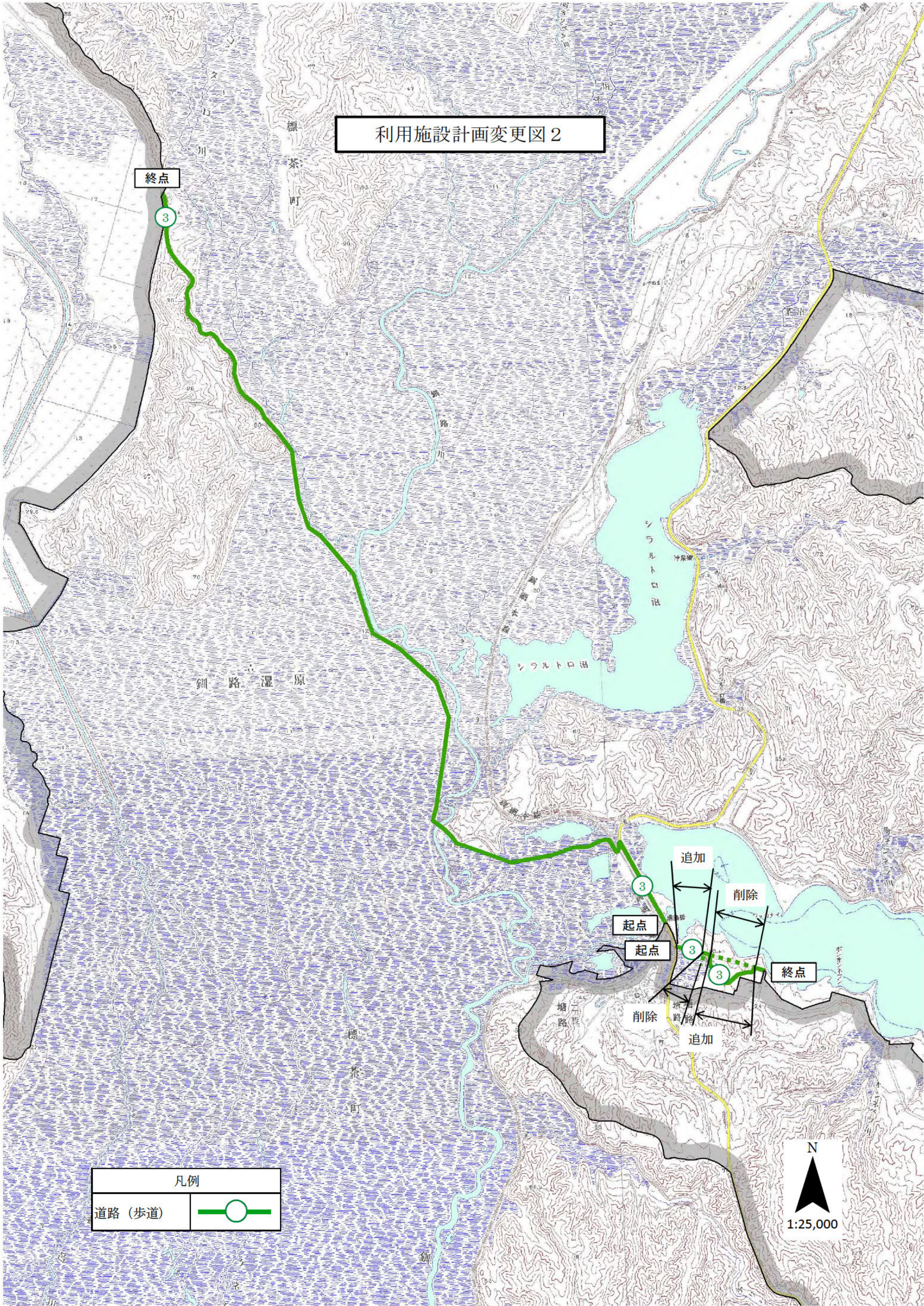


凡例	
博物展示施設	



1:25,000

利用施設計画変更図 2



利用施設計画変更図 3

追加ースガワラ舟遊場



追加ーサルボ園地



削除ー塘路舟遊場



削除ー塘路野営場

削除ー塘路園地



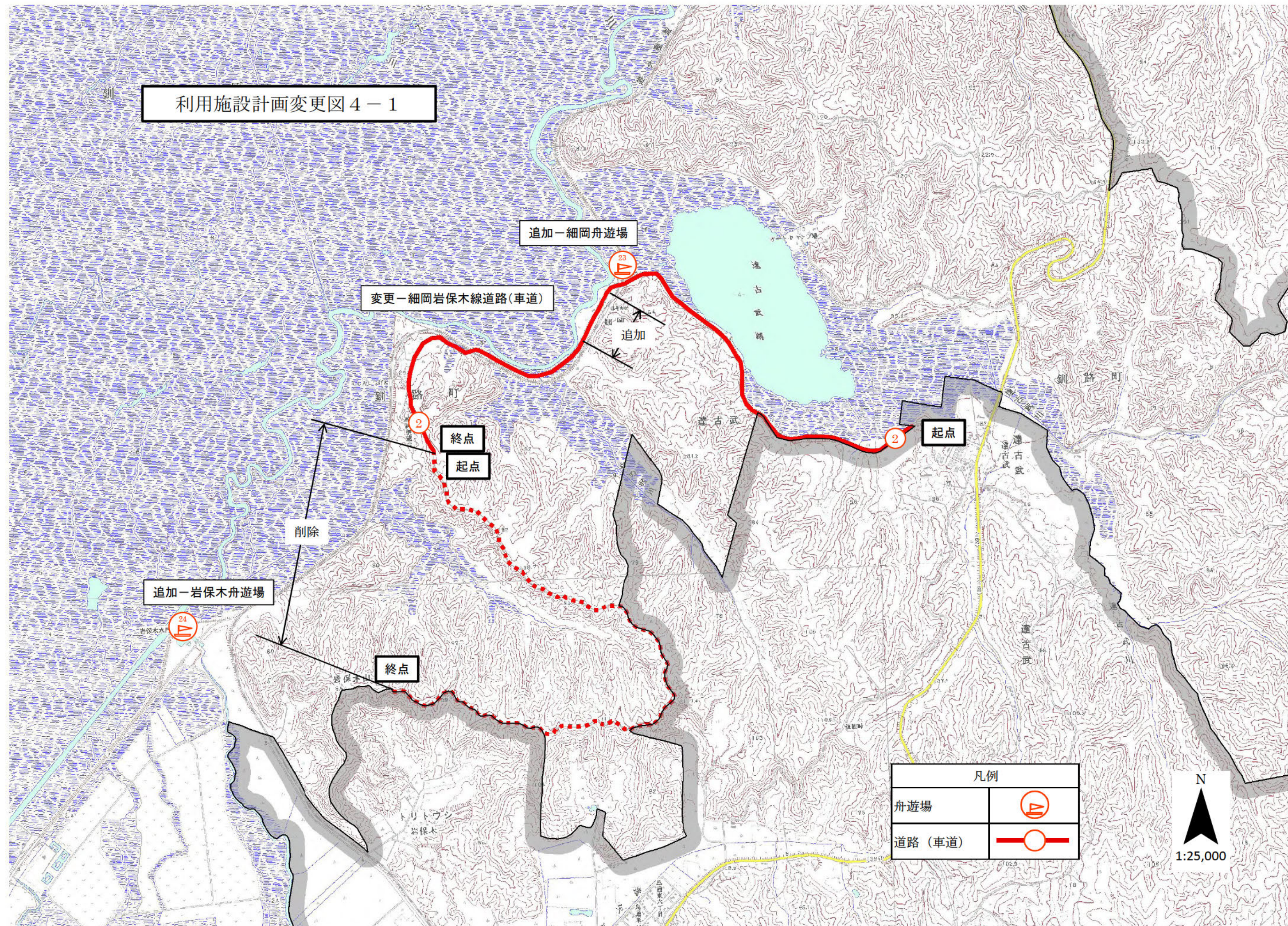
追加ー塘路集団施設地区

削除ー塘路博物展示施設

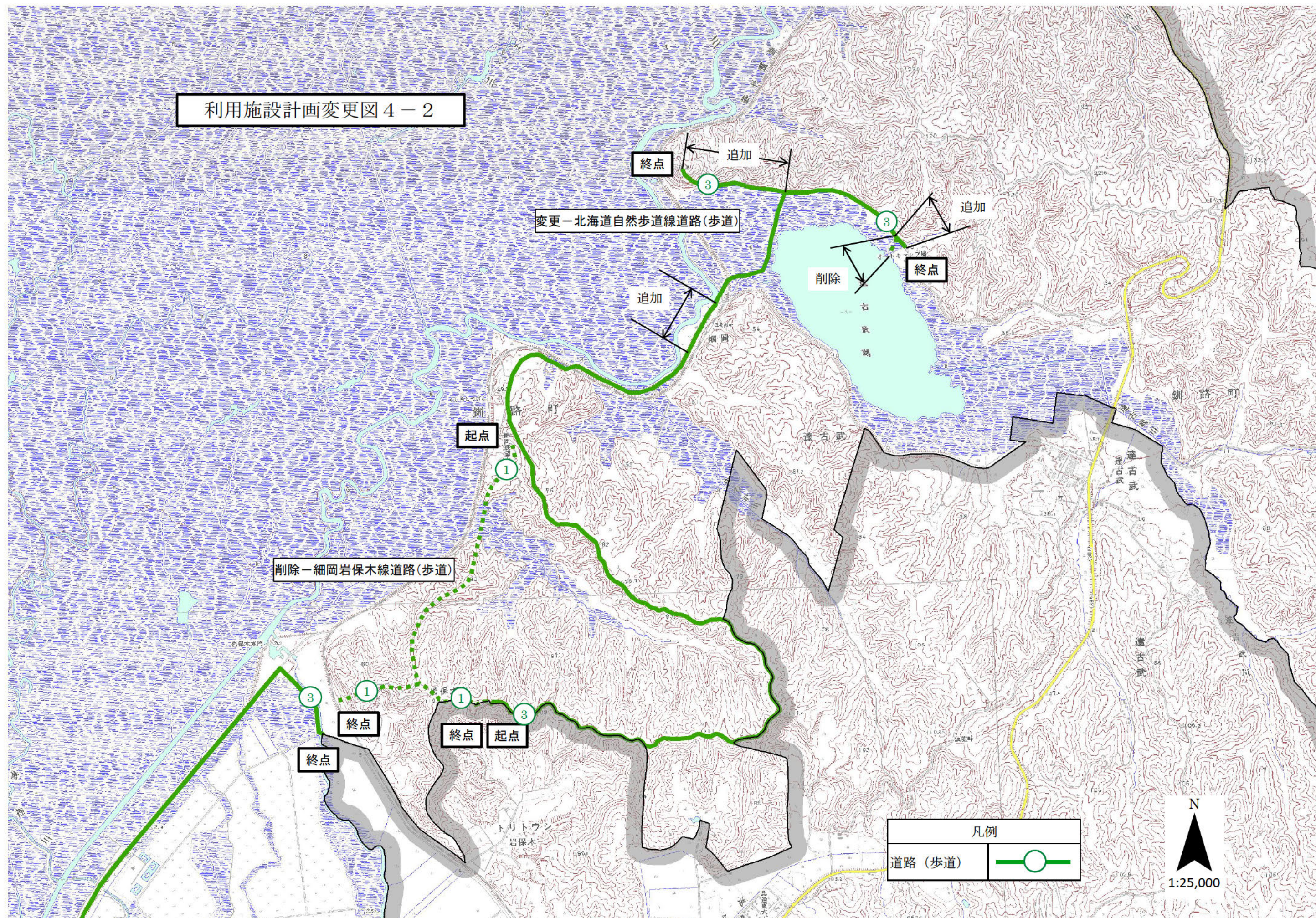


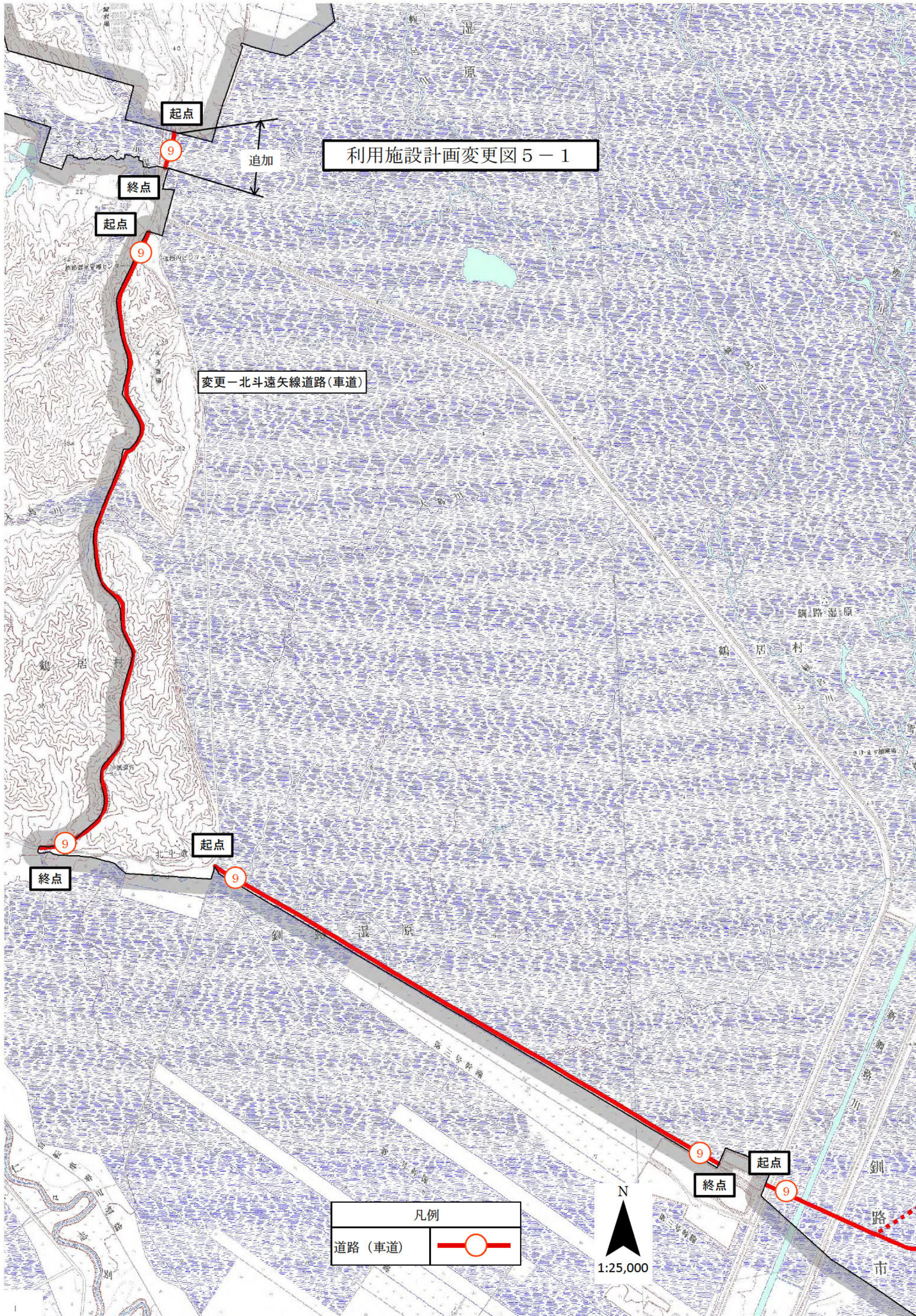
凡例	
集団施設地区	
博物展示施設	
園地	
野営場	
舟遊場	

利用施設計画変更図 4 - 1



利用施設計画変更図 4-2





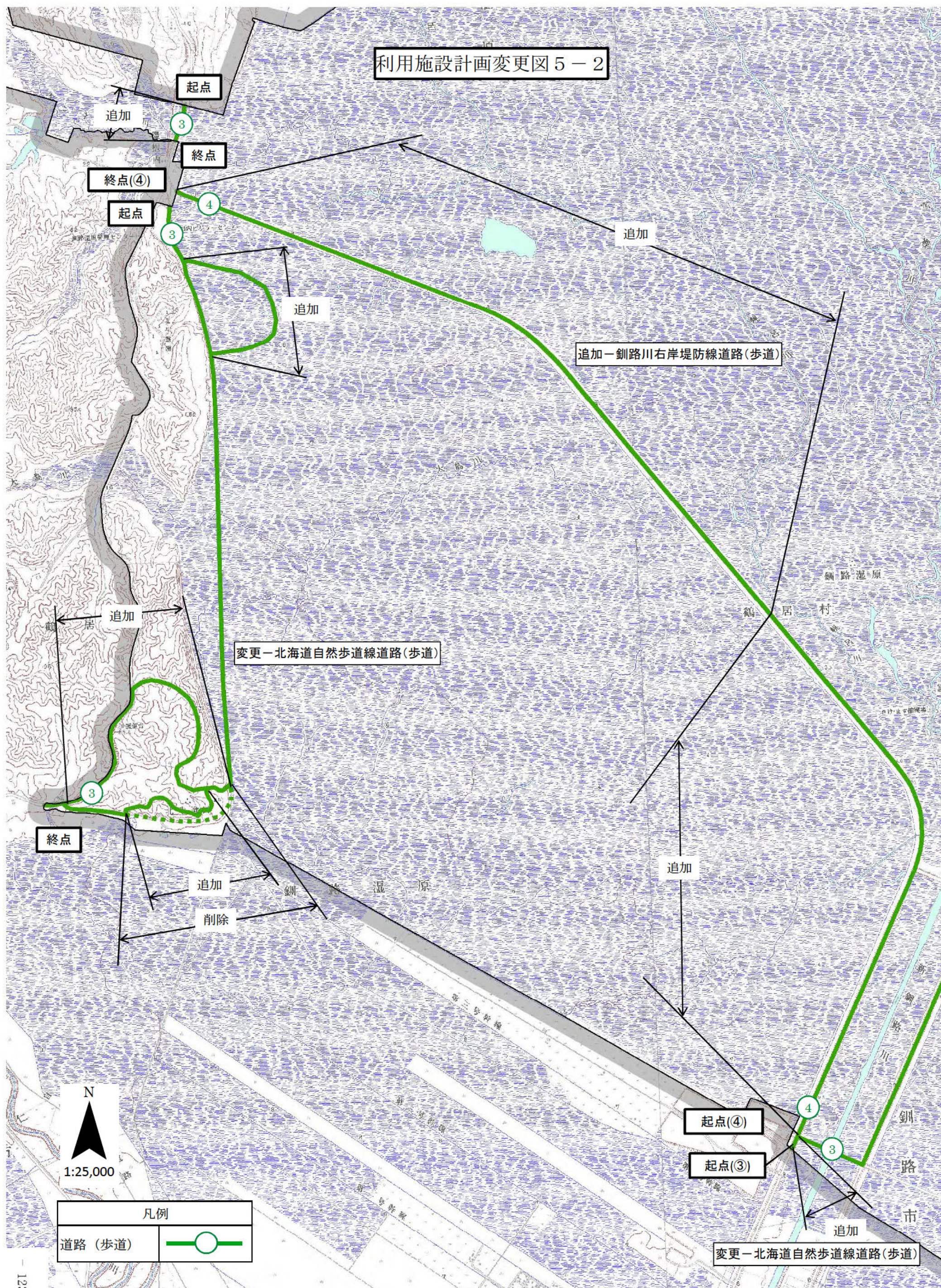
利用施設計画変更図 5 - 1

変更一北斗遠矢線道路(車道)

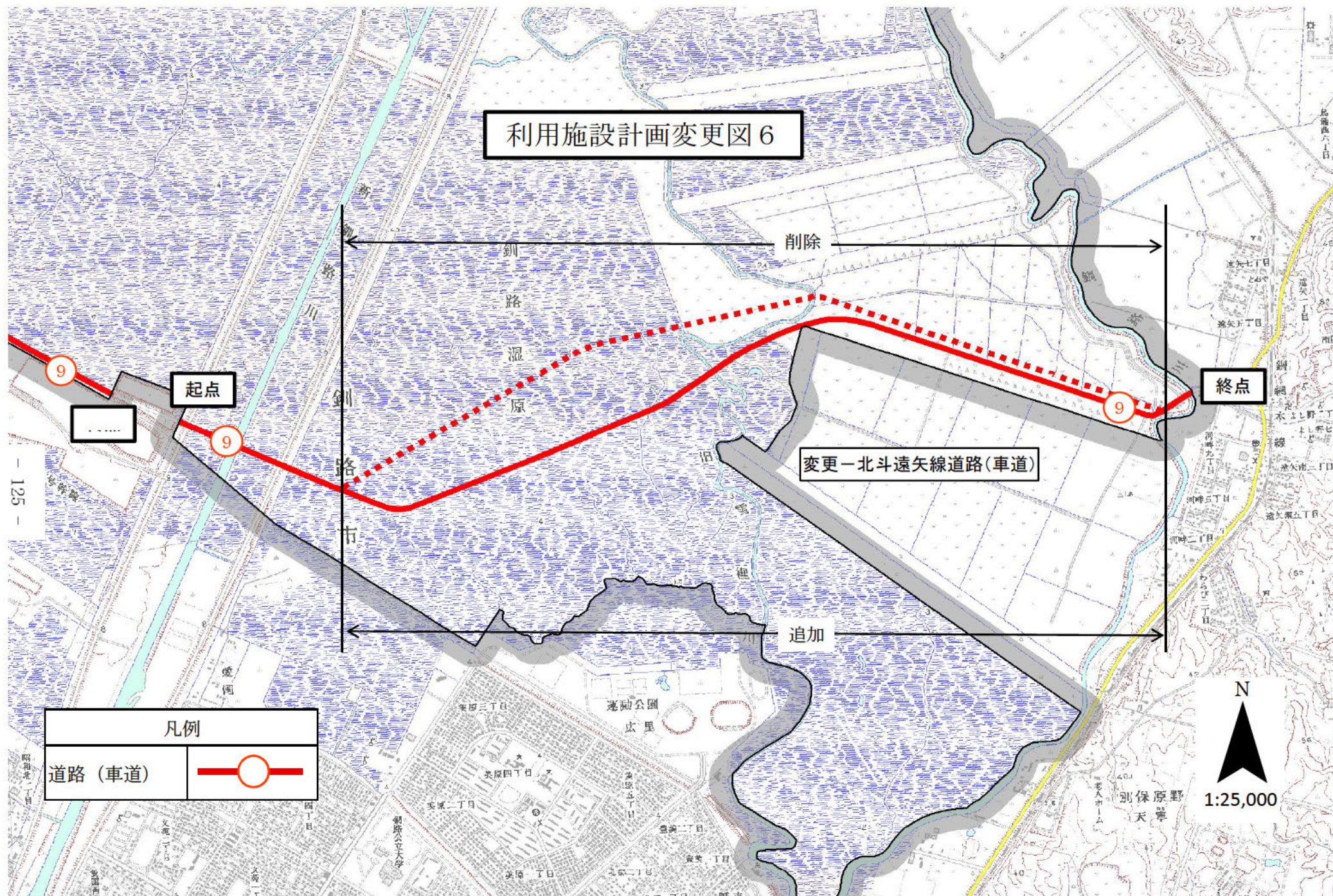
凡例	
道路(車道)	

N
1:25,000

利用施設計画変更図 5-2



利用施設計画変更図 6



起点

消除

追加

追加

消除

終点

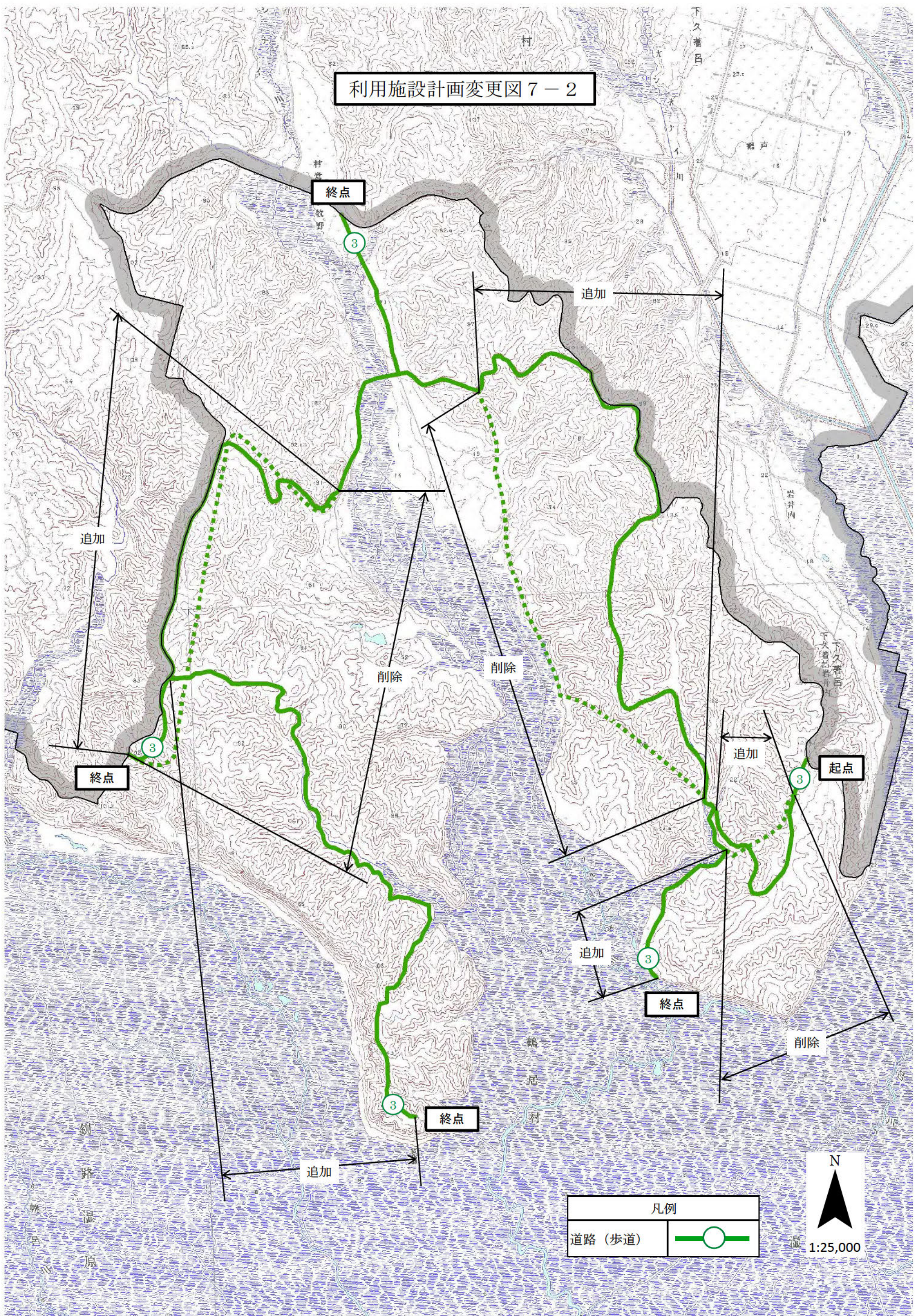
削除一宮島岬宿舎

終点

凡例	
宿舍	
道路（車道）	



利用施設計画変更図 7-2



4 参考事項

(1) 指定植物

特別地域において採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表16：指定植物)

科 名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては属名）
ミズゴケ	ミズゴケ属
ハナゴケ	ハナゴケ
ヒカゲノカズラ	ヤチスギラン
ハナヤスリ	エゾフユノハナワラビ
オシダ	エゾメシダ
ウラボシ	エゾデンダ、イワオモダカ
ヤマモモ	ヤチヤナギ
タデ	エゾノミズタデ
ナデシコ	オオバナノミミナグサ（リシリミミナグサ）、クシロワチガイ、ナガバツメクサ、エゾオオヤマハコベ
キンポウゲ	エゾトリカブト、エゾホソバトリカブト、フクジュソウ、ヒメイチゲ、アズマイチゲ、クロバナハンショウヅル、ミヤマハンショウヅル、ミツバオウレン、シコタンキンポウゲ、ハイキンポウゲ
スイレン	ネムロコウホネ、エゾヒツジグサ
ウマノスズクサ	オクエゾサイシン
オトギリソウ	トモエソウ、オトギリソウ、ミズオトギリ

科 名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては属名）
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ケシ	エゾキケマン
アブラナ	ハナタネツケバナ
ユキノシタ	ウメバチソウ（エゾウメバチソウを含む。）、エゾクロクモソウ、フキユキノシタ、ヤマハナソウ
バラ	クロミサンザシ、オニシモツケ、エゾノシモツケソウ、クロバナロウゲ、オオタカネバラ、カラフトイバラ、ホロムイイチゴ、エゾシモツケ（エゾノシロバナシモツケ）、ホザキシモツケ
マメ	センダイハギ
フウロソウ	チシマフウロ（トカチフウロ）、イチゲフウロ、エゾフウロ
スマレ	チシマウスバスマレ（ケウスバスマレ）、オオバタチツボスマレ、アイヌタチツボスマレ
アリノトウグサ	ホザキノフサモ
スギナモ	スギナモ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
セリ	カラフトニンジン
イチヤクソウ	シャクジョウソウ、ギンリョウソウ
ツツジ	ヒメシャクナゲ、ヤチツツジ（ホロムイツツジ）、イソツツジ（エゾイソツツジ）、ヒメツルコケモモ、ツルコケモモ

科 名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては属名）
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ヤナギトラノオ、クリンソウ、エゾオオサクラソウ、ユキワリコザクラ、ツマトリソウ、コツマトリソウ
リンドウ	エゾリンドウ、ホロムイリンドウ、フデリンドウ、ハナイカリ、ミツガシワ
ハナシノブ	クシロハナシノブ
ヒルガオ	クシロネナシカズラ
ムラサキ	エゾムラサキ
シソ	ムシャリンドウ
ゴマノハグサ	エゾコゴメグサ、オオバミゾホオズキ、シオガマギク、ネムロシオガマ、エゾヒナノウスツボ、エゾクガイソウ
タヌキモ	コタヌキモ、タヌキモ、ヒメタヌキモ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	クロミノウグイスカグラ
キキョウ	サワギキョウ
キク	エゾノコギリソウ、ナガバキタアザミ、ミヤマアキノキリンソウ（コガネギク）（キリガミネアキノキリンソウを含む。）、エゾタンポポ
オモダカ	サジオモダカ
トチカガミ	セキショウモ
ホロムイソウ	ホロムイソウ

科 名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては属名）
ユリ	ツバメオモト、スズラン、チゴユリ、クロユリ、キバナノアマナ、エゾヒメアマナ、ニッコウキスゲ（エゾゼンテイカ、ゼンテイカ）、エゾキスゲ、タチギボウシ、エゾスカシユリ、クルマユリ、ホソバナアマナ、マイズルソウ、クルマバツクバネソウ、オオナバナエンレイソウ、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ（シロバナエンレイソウ）
アヤメ	ノハナショウブ、カキツバタ、ヒオオギアヤメ
イグサ	エゾホソイ
ホシクサ	クシロホシクサ
イネ	クシロチャヒキ、チシマカニツリ（カニツリススキ）
サトイモ	コウライテンナンショウ、ヒメカイウ、ミズバショウ
ウキクサ	ヒンジモ
カヤツリヅサ	ネムロスゲ、ムジナスゲ、ヤチスゲ、ホロムイスゲ、ビロードスゲ、カワズスゲ（ヤチカワズスゲを含む。）、シュミットスゲ、イッポンスゲ、オオアゼスゲ、サヤスゲ、サギスゲ、ワタスゲ、ヒメワタスゲ
ラン	ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、サワラン（アサヒラン）、アオスズラン（エゾスズラン）、オニノヤガラ、ノビネチドリ、テガタチドリ、クシロチドリ、クモキリソウ、ハクサンチドリ（ウズラバハクサンチドリを含む）、コケイラン、ミズチドリ、キソチドリ、ホソバナキソチドリ、トキソウ、ヤマトキソウ、ネジバナ、ヒロハトンボソウ

(2) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和62年 7 月 31 日 公園区域の指定
(環境庁告示第29号)

イ 規制計画

昭和62年 7 月 31 日 保護規制計画の決定、特別地域及び特別保護地区の区域の指定
(環境庁告示第30号、31号、32号)

平成 2 年12月 1 日 保護規制計画の変更 (車馬等の乗入れ規制地域の追加)
(環境庁告示第99号)

ウ 事業計画

平成15年 8 月 20 日 利用施設計画の変更 (北海道長距離自然歩道の追加)
(環境省告示第87号)

平成17年 7 月 12 日 保護施設計画の変更 (自然再生施設の追加及び削除)
(環境省告示第79号)

(3) 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表17：公園区域表)

県 名	区 域	面 積 (ha)
北海道	釧路市 北斗、広里及び安原の各一部 釧路市内 国有地の一部	2, 595
	釧路郡釧路町 字達古武、字トリトウシ、字トリトウシ原野、字鳥通原野、字別保原野、及び字細岡の各一部 釧路郡釧路町内 達古武湖の全部 国有地の一部	5, 239
	川上郡標茶町 字オソツベツ、字オソツベツ原野、字ヌマオロ、字コッタロ、字コッタロ原野、字サルボ、字シラルトロエトロ、字塘路、及び字塘路原野の各一部 川上郡標茶町内 シラルトロ湖及び塘路湖の全部 国有地の一部	12, 324
	阿寒郡鶴居村 字アトロシヤラカ、字温根内、字クチョロ太、字下幌呂、字雪裡、字下久著呂岩井内、字クチョロ、字幌呂、及び字幌呂原野の各一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部	8, 630
合 計		28, 788

(4) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表18：特別地域総括表)

県 名	区 域	面 積 (ha)
北海道	釧路市 北斗、広里、及び安原の各一部 釧路市内 国有地の一部	1,745
	釧路郡釧路町 字達古武、字トリトウシ、字トリトウシ原野、字鳥通原野、及び字細岡の各一部 釧路郡釧路町内 達古武湖の全部 国有地の一部	2,361
	川上郡標茶町 字オソツベツ、字オソツベツ原野、字ヌマオロ、字コッタロ、字コッタロ原野、字サルボ、字シラルトロエトロ、字塘路、及び字塘路原野の各一部 川上郡標茶町内 シラルトロ湖及び塘路湖の全部 国有地の一部	8,262
	阿寒郡鶴居村 字アトコシヤラカ、字温根内、字クチョロ太、字下幌呂、字下久著呂岩井内、及び字幌呂原野の各一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部	6,015
合 計		18,383

(ア) 特別保護地区

次の区域を特別保護地区とする。

(表19：特別保護地区総括表)

県 名	区 域	面 積 (ha)
北海道	釧路郡釧路町 字トリトウシ原野、及び鳥通原野の各一部 釧路郡釧路町内 国有地の一部	1,127
	川上郡標茶町 字コッタロ原野、及び字塘路原野の各一部 川上郡標茶町内 国有地の一部	2,617
	阿寒郡鶴居村内 国有地の一部	2,746
合 計		6,490

(表20：特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
コッタロ川流域	川上郡標茶町内 国有地の一部
クッチャロ太	釧路郡釧路町 字トリトウシ原野、及び鳥通原野の各一部 釧路郡釧路町内 国有地の一部 川上郡標茶町 字コッタロ原野、及び塘路原野の各一部 川上郡標茶町内 国有地の一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部
合	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
コッタロ川の下流域で、典型的な低層湿原が見られ、良好な自然状態を呈している。	307
釧路湿原の中核をなす地域で、釧路川、ケネチャラシベツ川、久著呂川、雪裡川、幌呂川など原始性豊かな河川が流れ込む広大なヨシの低層湿原となっており、茫洋とした北方的水平景観は他に類例を見ないものである。 ケネチャラシベツ川、久著呂川の流域を中心にハンノキ林の侵入が見られ、また、赤沼を中心にミズゴケの高層湿原が見られる。	6,183
計	6,490

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表21：第1種特別地域総括表)

県名	区 域	面積 (ha)
北海道	釧路郡釧路町 字トリトウシ原野、及び鳥通原野の各一部 釧路郡釧路町内 国有地の一部	348
	川上郡標茶町 字コッタロ、及び字塘路の各一部 川上郡標茶町内 国有地の一部	869
	阿寒郡鶴居村 字下久著呂岩井内、字クチョロ太、及び字温根内の各一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部	1,104
合 計		2,321

(表22：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
コッタロ川流域	川上郡標茶町内 国有地の一部
釧路川流域	釧路郡釧路町 字トリトウシ原野、及び鳥通原野の各一部 釧路郡釧路町内 国有地の一部 川上郡標茶町 字コッタロ、及び字塘路の各一部 川上郡標茶町内 国有地の一部
キラコタン岬	阿寒郡鶴居村 字下久著呂岩井内の一部
宮島岬	阿寒郡鶴居村 字クチョロ太の一部
雪裡川流域	阿寒郡鶴居村内 国有地の一部
温根内南	阿寒郡鶴居村 字温根内の一部
合	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
コッタロ川の中流域で、ハンノキ林を交える低層湿原となっており、良好な自然状態が維持されている。	130
ヌマオロ川との合流点から岩保木水門にかけての釧路川沿いのハンノキ林を交える低層湿原域であるが、一部達古武湖との合流点近くにはツルコケモモ・ミズゴケクラスの高層湿原もみられ、良好な自然状態が維持されている。	1,087
釧路湿原に突出したキラコタン岬一帯の広葉樹二次林で、ミズナラ、カシワ、エゾイタヤ、シナノキなどからなっており、湿原の絶好の展望地である。	133
釧路湿原に突出した宮島岬一帯の樹林地で、湿原に面した急斜面はミズナラ、カシワ、エゾイタヤ、シナノキなどの広葉樹二次林となっているが、それ以外は小径木を残した伐採地であり、湿原の絶好の展望地である。	123
雪裡川の中流域に広がるヨシの低層湿原とハンノキ林で、良好な自然状態が維持されている。	552
大島川と堤防との間の湿地で、チャミズゴケ、イボミズゴケなどの高層湿原、ヨシの低層湿原、ハンノキ林などの多様な植生タイプが見られる。	296
計	2,321

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表23：第2種特別地域総括表)

県 名	区 域	面 積 (ha)
北海道	釧路市 北斗、広里、及び安原の各一部 釧路市内 国有地の一部	1,926
	釧路郡釧路町 字達古武、字トリトウシ原野、及び字細岡の各一部 釧路郡釧路町内 達古武湖の全部 国有地の一部	642
	川上郡標茶町 字ヌマオロ、字オソツベツ原野、字コッタロ、字コッタロ原野、字サルボ、字塘路、及び字塘路原野の各一部 川上郡標茶町内 シラルトロ湖及び塘路湖の全部 国有地の一部	3,237
	阿寒郡鶴居村 字アトコシヤラカ、字温根内、字クチョロ太、字下幌呂の各一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部	1,858
	合 計	7,663

(表24：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
オソツベツ・ヌマオロ川 流域	川上郡標茶町 字ヌマオロ、及び字オソツベツ原野の各一部 川上郡標茶町 国有地の一部
コッタロ川流域	川上郡標茶町 字コッタロの一部
シラルトロ湖	川上郡標茶町 字コッタロ、及び字コッタロ原野の各一部 川上郡標茶町内 シラルトロ湖の全部 国有地の一部
二本松	川上郡標茶町 字塘路の一部
塘路湖	川上郡標茶町 字サルボ、字塘路、及び字塘路原野の各一部 川上郡標茶町内 塘路湖の全部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
ヌマオロ川下流域、オソツベツ川と釧路川との流域でハンノキを交える低層湿原になっている。	1,518
コッタロ川の中流域で、ハンノキを交える低層湿原となっており、良好な自然状態が維持されている。	63
シラルトロ湖とその周辺のヨシの低層湿原で、シラルトロエトロ川が流れ込む湿原には一部ハンノキ林も見られる。湖は鍵型の不規則な形を呈し、その面積は3.37km ² 、水深は8mでオオハクチョウの越冬地となっている。	433
塘路湖西側の釧路湿原に突きだした丘陵地で、ミズナラ、カシワ、エゾイタヤ等の広葉樹二次林になっている。また、豊富な湧水がある他、湿原景観の展望地になっている。	22
塘路湖と南岸の湿地で、ヨシの低層湿原、ヤナギの低木林、ハンノキ林が見られるほか、釧路湿原内には数少ない高層湿原が存在し、釧路湿原で唯一のアオサギコロニーも形成されるなど、良好な自然環境が残されている。 塘路湖は本公園最大の湖で東西に細長く、その面積は6.2km²、水深は7～8mである。	793

名 称	区 域
達古武湖・夢ヶ丘	釧路郡釧路町 字達古武の一部 釧路郡釧路町内 達古武湖の全部 川上郡標茶町 字塘路の一部
細岡	釧路郡釧路町 字細岡、及び字トリトウシ原野の各一部
広里	釧路市 広里の一部 釧路郡釧路町 字トリトウシ原野の一部
久著呂川流域	川上郡標茶町 字コッタロの一部 川上郡標茶町内 国有地の一部 阿寒郡鶴居村 国有地の一部
宮島岬	阿寒郡鶴居村 字クチョロ太の一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
達古武湖地域は達古武湖とその周辺のヨシの低層湿原で、湖は流入土砂の堆積が進み、面積はわずか1.4km²、水深は3mで楕円形を呈している。 夢ヶ丘地域は達古武湖に面した湧水が豊富な丘陵地で、カラマツの人工林のほか、ミズナラ・カシワ・エゾイタヤなどの広葉樹二次林が存在しており、同地域では達古武湖集水域の保全を視野に入れた自然再生事業が実施されている。	617
釧路川と岩保木山周辺の丘陵地に囲まれた地域で、ヨシの低層湿原及びハンノキ林、丘陵地の森林はミズナラ・エゾイタヤ・シナノキなどの広葉樹二次林が見られる。	219
岩保木水門下流の新釧路川と釧路川に挟まれた地域であり、ヨシの低層湿原が見られるほか、以前に営農が行われた放棄地が見られる。また、同地域では湿原を再生させる自然再生事業が計画されている。	310
クッチャロ太特別保護地区に隣接する久著呂川流域のヨシの低層湿原とそれを囲むハンノキ林から成っている。また、湿原への土砂流入を防止する自然再生事業が実施されている。	317
釧路湿原に突出した宮島岬のうち北西部の樹林地で、湿原に面した急斜面はミズナラ、カシワ、エゾイタヤ、シナノキなどの広葉樹二次林となっている。	63

名 称	区 域
温根内・温根内川流域	阿寒郡鶴居村 字温根内、及び字下幌呂の各一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部
右岸堤防南	釧路市 北斗、及び安原の各一部 釧路市内 国有地の一部 阿寒郡鶴居村 字アトコシャラカ、及び字温根内の各一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部
北斗	釧路市 北斗の一部
合	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
雪裡川と幌呂川の合流点から温根内にかけての地域、および温根内川下流部の地域で、湧水地が多いヨシ・スゲの低層湿原とハンノキ林となっている。	708
釧路川右岸堤防の南側に広がる広大な湿地及び北斗展望台を含む丘陵地で、湿地は大部分がヨシの低層湿原となっているが、区域の中央部にはミズゴケの高層湿原とヌマガヤオーダーの中間湿原が、さらに大島川沿いにはハンノキ林が広がっている。展望台付近の森林はミズナラ、カシワ、コナラの広葉樹二次林となっている。	2, 589
釧路湿原の西側に位置する地域で、低層湿原が存在し、大規模なヤチボウズ群落も見られる。また、本国立公園の入り口部分に位置し、道東の希少な野生生物の保護や利用者への情報発信等の普及啓発の拠点である釧路湿原野生生物保護センターが整備され、敷地内には湿原特有の水生物などが生息している。	11
計	7, 663

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表25：第3種特別地域総括表)

県 名	区 域	面 積 (ha)
北海道	釧路市 安原の一部 釧路市内 国有地の一部	109
	釧路郡釧路町 字達古武、字トリトウシ、及び字トリトウシ原野 の各一部 釧路郡釧路町内 国有地の一部	585
	川上郡標茶町 字オソツベツ、字シラルトロエトロ、字コッタロ、 字塘路、及び字塘路原野の各一部	2,098
	阿寒郡鶴居村 字クチョロ太、及び字幌呂原野の各一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部	511
	合 計	3,303

(表26：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域
シラルトロエトロ川流域	川上郡標茶町 字オソツベツ、及び字シラルトロエトロの各一部
塘路湖北	川上郡標茶町 字塘路、及び字塘路原野の各一部
達古武湖北	釧路郡釧路町 字達古武、字トリトウシ、及び字トリトウシ原野の各一部 川上郡標茶町 字塘路の一部
達古武川流域	釧路郡釧路町 字達古武の一部
コッタロ川西	川上郡標茶町 字コッタロの一部
チルワツナイ川流域	阿寒郡鶴居村内 国有地の一部
下雪裡	阿寒郡鶴居村 字クチョロ太、及び字幌呂原野の各一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
シラルトロエトロ川の流域でヨシの低層湿原となっている。	398
塘路湖の北側斜面の森林と同湖に注ぐオモシンロベツ川及びアレキナイ川の河口周辺の湿地で、北側の森林はミズナラ、カシワ、ハリギリ、エゾイタヤ、カツラ、シナノキなどの広葉樹二次林と一部カラマツ人工林となっており、湿地はハンノキ林となっている。	1,309
夢ヶ丘地域北側の森林と、同湖から釧路川にかけての湿地および同湖にそそぐ達古武川周辺の湿地で、北側の森林はミズナラ、カシワ、エゾイタヤなどの広葉樹二次林となっており、町界の稜線部はカラマツ人工林となっている。湿地はヨシの低層湿原とハンノキ林となっている。	211
達古武川上流域に広がる丘陵地で、ミズナラ・カシワ・エゾイタヤなどの広葉樹二次林になっている。	311
コッタロ川の西側に位置する森林でミズナラ、カシワ、シナノキ、エゾイタヤなどの広葉樹二次林となっており、二次林中にカラマツ人工林が介在する。	310
チルワツナイ川流域の湿地で、ヨシの低層湿原とそれを囲むようにハンノキ林が生育している。	178
下雪裡第三から宮島岬にかけての湿地と湿地に面する森林で、湿地はヨシの低層湿原とそれを囲むようにハンノキ林が生育し、森林はミズナラ、カシワの広葉樹二次林となっている。	333

名 称	区 域
岩保木	釧路市 安原の一部 釧路市内 国有地の一部 釧路郡釧路町 字トリトウシ、及び字トリトウシ原野の各一部 釧路郡釧路町内 国有地の一部
合	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
釧路川の横堤防から岩保木水門周辺の湿地で、大部分はヨシの低層湿原となっている。	253
計	3303

(オ) 乗入れ規制地区

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する地域を次のとおりとする。

(表27：乗入れ規制地区表)

名 称	区 域	地種区分
釧路湿原	釧路市 北斗の一部 釧路市内 国有地の一部 釧路郡釧路町 字達古武、字トリトウシ、字トリトウシ原野及び字鳥通原野の各一部 釧路郡釧路町内 国有地の一部 達古武沼の全部 川上郡標茶町 字オソツベツ、字オソツベツ原野、字コッタロ、字コッタロ原野、字サルボ、字シラルトロエトロ、字塘路、字塘路原野及び字ヌマオロの各一部 川上郡標茶町内 国有地の一部 シラルトロ沼及び塘路湖の全部 阿寒郡鶴居村 字アコトシャラカ、字クチョロ太及び幌呂原野の各一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部 (以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く)	第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域

区 域 概 要	面 積 (ha)	備 考
当該地域は、釧路川に沿って展開する我が国最大の湿原「釧路湿原」を中核とする地域である。 湿原全体を支配するヨシと散在するハンノキ林、蛇行する河川等が構成する自然性の高い水平的景観を有する。 高層湿原、中間湿原、低層湿原の各々に特徴的な優れた湿原植生が見られ、また、特別天然記念物タンチョウを始めとする鳥類等動物の生息地でもある。特に水鳥については、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)の登録湿地にもなっており、国際的にも貴重な自然環境である。 最近、当該地域において湿原へのモーターボート等の侵入が見られ、今後も増加することが懸念される。 本指定区域は、貴重な動植物が分布する当該地域の河川、湖沼及び湿原域を、車馬等の乗入れによる踏みつけや騒音による生育環境の悪化を防止するため選定したものである。	9,714	

イ 普通地域

次の区域を普通地域とする。

(表28：普通地域表)

県 名	区 域	面 積 (ha)
北海道	釧路市 広里及び安原の各一部 釧路市内 国有地の一部	560
	釧路郡釧路町 字達古武、字トリトウシ、字トリトウシ原野及び 字別保原野の各一部 釧路郡釧路町内 国有地の一部	2, 537
	川上郡標茶町 字オソツベツ、字オソツベツ原野、字コッタロ、 字コッタロ原野、字シラルトロエトロ及び字塘路 の各一部 川上郡標茶町内 国有地の一部	3, 503
	阿寒郡鶴居村 字アトコシヤラカ、字温根内、字クチョロ、字雪 裡、及び字幌呂の各一部 阿寒郡鶴居村内 国有地の一部	2, 411
合 計		9, 011

(5) 保護施設計画

保護施設計画は次のとおりである。

(表29：保護施設計画表)

番号	種 類	位 置
1	自然再生施設	釧路市及び釧路郡釧路町（広里・トリトウシ地域）
2	自然再生施設	釧路市及び阿寒郡鶴居村（温根内・北斗地域）
3	自然再生施設	釧路郡釧路町（達古武地域）
4	自然再生施設	川上郡標茶町及び阿寒郡鶴居村（久著呂・幌呂地域）
5	自然再生施設	川上郡標茶町（塘路・茅沼地域）

整 備 方 針	旧計画との関係
過去の人為的行為等により損なわれた湿原植生等の自然生態系を回復させるため及び自然再生に関する普及啓発を図るため、自然再生施設を整備する。	平17. 7. 12告示
湿原後背地において、人為的行為等により損なわれた野生生物の生息環境等を回復させるため及び自然再生に関する普及啓発を図るため、自然再生施設を整備する。	平17. 7. 12告示
達古武湖及びその集水域において、水生生物等の生息環境の改善や森づくり等によって、損なわれた自然生態系を回復させるため及び自然再生に関する普及啓発を図るため、自然再生施設を整備する。	平17. 7. 12告示
過去の人為的行為等により損なわれた湿原の自然生態系を回復させるため、自然再生施設を整備する。	平17. 7. 12告示
過去の人為的行為等により損なわれた湿原の自然生態系を回復させるため及び自然再生に関する普及啓発を図るため、自然再生施設を整備する。	平17. 7. 12告示

(6) 利用施設計画

ア 単独施設

単独施設を次のとおりである。

(表30：単独施設表)

番号	種 類	位 置
1	園地	釧路市（北斗展望台）
2	園地	釧路郡釧路町（達古武）
3	野営場	釧路郡釧路町（達古武）
4	園地	釧路郡釧路町（細岡）
5	園地	釧路郡釧路町（岩保木）
6	園地	川上郡標茶町（シラルトロ湖）
7	宿舎	川上郡標茶町（シラルトロ湖）
8	野営場	川上郡標茶町（シラルトロ湖）
9	舟遊場	川上郡標茶町（シラルトロ湖）
10	園地	川上郡標茶町（コッタロ）
11	園地	阿寒郡鶴居村（キラコタン岬）

整 備 方 針	旧計画との関係
到達性に恵まれた湿原西側の好展望地であり、既存の展望施設があるが、展望や自然探勝のための園地として園路等の整備拡充を図る。	昭62. 7. 31告示
達古武湖畔の恵まれた自然環境を生かし、湖や水辺湿地の野生生物の観察や休養のための園地として整備する。	昭62. 7. 31告示
既存施設の整備拡充を図る。施設の整備及び維持管理に当たっては、施設からの汚排水による水質の汚濁防止に特に留意する。	昭62. 7. 31告示
湿原の特徴的景観を眺望できる絶好の展望地であり、展望のための園地として整備する。	昭62. 7. 31告示
湿原の展望及び公園利用者の集散のための園地として整備する。	昭62. 7. 31告示
シラルトロ湖畔の恵まれた自然環境を生かし、湖や水辺の野生生物の観察、展望、散策、休養のための園地として整備する。	昭62. 7. 31告示
既存施設の整備拡充を図る。	昭62. 7. 31告示
既存施設の整備拡充を図る。施設の整備及び維持管理に当たっては施設からの汚排水による水質の汚濁防止に特に留意する。	昭62. 7. 31告示
シラルトロ湖におけるボート遊びのための施設を整備する。	昭62. 7. 31告示
湿原北部の好展望地であることや、典型的なヨシ群落に近いことを生かし、展望や野生生物の観察のための園地として整備する。	昭62. 7. 31告示
湿原北部の好展望地であり、遊歩道を備えた園地として整備する。	昭62. 7. 31告示

番号	種 類	位 置
12	園地	阿寒郡鶴居村（宮島岬）
13	園地	阿寒郡鶴居村（温根内）
14	博物展示施設	阿寒郡鶴居村（温根内）
15	園地	阿寒郡鶴居村（赤沼南）
16	園地	阿寒郡鶴居村（鶴居展望台）
17	博物展示施設	釧路市（北斗）
18	舟遊場	釧路郡釧路町（細岡）
19	舟遊場	釧路郡釧路町（岩保木）
20	舟遊場	川上郡標茶町（スガワラ）
21	園地	川上郡標茶町（サルボ）

整 備 方 針	旧計画との関係
湿原北部の好展望地であり、遊歩道を備えた園地として整備する。	昭62. 7. 31告示
博物展示施設と一体的な園地として整備する。	昭62. 7. 31告示
湿原を間近に観察しながら、湿原の地形、地質、野生生物等について学習できる施設として整備する。	昭62. 7. 31告示
本湿原では分布が限られている高層湿原の観察が可能な地区であり、木道を備えた園地として整備する。整備に当たっては、周辺の自然環境に及ぼす影響を最小限とするよう配慮する。	昭62. 7. 31告示
到達性に恵まれた湿原西側の好展望地であり、展望のための園地として整備する。	昭62. 7. 31告示
釧路湿原国立公園の入口部分に当たる北斗において、利用者に釧路湿原の自然環境、景観要素である野生生物等に関する情報を発信するための施設として整備する。	新 規
「釧路川保全と利用のカヌーガイドライン(釧路湿原自然再生協議会)」に位置づけられたカヌーステーションで、河川及び湿原利用のためのカヌーの発着場として整備する。	新 規
「釧路川保全と利用のカヌーガイドライン(釧路湿原自然再生協議会)」に位置づけられたカヌーステーションで、河川及び湿原利用のためのカヌーの発着場として整備する。	新 規
「釧路川保全と利用のカヌーガイドライン(釧路湿原自然再生協議会)」に位置づけられたカヌーステーションで、河川及び湿原利用のためのカヌーの発着場として整備する。	新 規
塘路湖及び湿原の展望利用の拠点として、園地を整備する。	新 規

イ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表31：道路（車道）表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	達古武湖線	起点―道釧路郡釧路町 (達古武・国立公園境界) 終点―釧路郡釧路町 (達古武湖)	―
2	細岡岩保木線	起点―釧路郡釧路町 (達古武・国立公園境界) 終点―釧路郡釧路町 (細岡展望台)	細岡園地
3	標茶塘路線	起点―川上郡標茶町 (五十石・国立公園境界) 終点―川上郡標茶町 (塘路・国立公園境界)	シラルトロ湖
4	久著呂塘路線	起点―川上郡標茶町 (下久著呂・国立公園境界) 終点―川上郡標茶町 (塘路・車道合流点)	コッタロ湿原
5	シラルトロ湖線	起点―川上郡標茶町 (茅沼・車道分岐点) 終点―川上郡標茶町 (シラルトロ湖)	―
6	宮島キラコタン連絡線	起点―阿寒郡鶴居村 (村営鶴居牧野・国立公園境界) 終点―阿寒郡鶴居村(キラコタン岬) 終点―阿寒郡鶴居村(宮島岬)	―

整 備 方 針	旧計画との関係
国道391号から達古武湖の利用拠点への到達道路として整備する。	昭62. 7. 31告示
国道391号と細岡園地を結ぶ道路として整備する。	変 更
シラルトロ湖、塘路湖等の利用拠点を結ぶ道路として整備する。	昭62. 7. 31告示
湿原を展望する道路及びコッタロ園地への到達道路として整備する。	昭62. 7. 31告示
公園計画車道標茶塘路線とシラルトロ湖北畔の利用拠点を結ぶ道路として整備する。	昭62. 7. 31告示
宮島岬とキラコタン岬への到達道路として整備する。	変 更

番号	路線名	区 間	主要経過地
7	キラコタン岬線	起点－阿寒郡鶴居村 (下久著呂岩井内・国立公園境界) 終点－阿寒郡鶴居村 (キラコタン岬・車道合流点)	－
8	宮島岬線	起点－阿寒郡鶴居村 (下雪裡第四・国立公園境界) 終点－阿寒郡鶴居村 (宮島岬・車道合流点)	－
9	北斗遠矢線	起点－阿寒郡鶴居村 (温根内川・国立公園境界) 終点－阿寒郡鶴居村 (温根内川・国立公園境界) 起点－阿寒郡鶴居村 (温根内・国立公園境界) 終点－釧路市 (北斗・国立公園境界) 起点－釧路市 (北斗・国立公園境界) 終点－釧路市 (安原・国立公園境界) 起点－釧路市 (安原・国立公園境界) 終点－釧路市 (遠矢・国立公園境界)	－

整 備 方 針	旧計画との関係
下久著呂方面からキラコタン岬への到達路として新たに整備する。	昭62. 7. 31告示
下雪裡方面から宮島岬への到達路として新たに整備する。	昭62. 7. 31告示
湿原南西部及び南部の連絡車道として整備する。	変 更

(イ) 自転車道

自転車道を次のとおりとする。

(表32：道路（自転車道）表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	釧路湿原探勝線	起点－阿寒郡鶴居村（温根内） 終点－阿寒郡鶴居村（温根内）	赤沼南園地

整 備 方 針	旧計画との関係
湿原探勝のための自転車道として新たに整備する。	昭62. 7. 31告示

(ウ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表33：道路（歩道）表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	シラルトロ塘路線	起点—川上郡標茶町（シラルトロ湖） 終点—川上郡標茶町（塘路） 終点—川上郡標茶町（サルボ）	—
2	北海道自然歩道線	起点—阿寒郡鶴居村 （下久著呂岩井内・国立公園境界） 終点—阿寒郡鶴居村 （キラコタン岬） 終点—阿寒郡鶴居村 （村宮鶴居牧野・国立公園境界） 終点—阿寒郡鶴居村 （宮島岬） 終点—阿寒郡鶴居村 （下雪裡第四・国立公園境界） 起点—阿寒郡鶴居村 （温根内川・国立公園境界） 終点—阿寒郡鶴居村 （温根内川・国立公園境界） 起点—阿寒郡鶴居村 （温根内・国立公園境界） 終点—釧路市 （北斗・国立公園境界） 起点—釧路市 （安原・国立公園境界） 終点—釧路郡釧路町 （トリトウシ原野・国立公園境界） 起点—釧路郡釧路町 （岩保木・国立公園境界）	釧路湿原

整 備 方 針	旧計画との関係
シラルトロ湖、塘路湖、エオルト沼等の探勝と釧路湿原を展望するための歩道として新たに整備する。	昭62. 7. 31告示
北海道自然歩道線のうち、釧路湿原を周回する探勝歩道として整備する。	変 更

番号	路線名	区 間	主要経過地
		終点—釧路郡釧路町 (達古武野営場) 終点—釧路郡釧路町 (夢ヶ丘) 起点—川上郡標茶町 (塘路・国立公園境界) 終点—川上郡標茶町 (塘路) 起点—川上郡標茶町 (塘路・国立公園境界) 終点—川上郡標茶町 (下久著呂・国立公園境界)	
3	釧路川右岸堤防線	起点—釧路市 (安原) 終点—阿寒郡鶴居村 (温根内・国立公園境界)	赤沼南園地

整 備 方 針	旧計画との関係
	変 更
湿原観察のための探勝歩道として整備する。	新 規